

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター

指定管理者募集要項

参考資料

参考資料 1	P 1	平泉世界遺産ガイダンスセンター条例
参考資料 2	P 3	平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例案
参考資料 3	P 7	平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則
参考資料 4	P 9	「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）基本計画

○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例

令和3年7月12日条例第36号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例をここに公布する。

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例

(設置)

第1条 県民をはじめ広く国内外の人々の平泉世界遺産（世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産をいう。）その他の平泉の文化遺産に対する理解を深めることにより、これを将来の世代に継承するとともに、文化の発展に寄与するため、平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町

(指定管理者による管理)

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他センターの利用の促進に関する業務

(行為の許可)

第4条 センターにおいて、資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。第7条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) センターの全部又は一部を独占して使用すること。

3 知事又は指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (4) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (5) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (6) 喫煙し、又は指定された場所以外の場所で飲食をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(許可の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第2項（知事がセンターの管理を行う場合に限る。以下この項において同じ。）の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。

- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けたとき。
 - (4) センターの管理上必要があると認めるとき。
 - (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第4条第2項（指定管理者がセンターの管理を行う場合に限る。）の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（損害賠償等）

第7条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、資料について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

（補則）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条第2項の規定は、令和5年4月1日から施行する。（令和3年11月規則第68号で、同3年11月20日から施行）
- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間においては、第4条第2項中「指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。第7条第1項において同じ。）」とあるのは「知事」と、同条第3項中「知事又は指定管理者」とあるのは「知事」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と読み替えるものとする。
- 3 柳之御所史跡公園条例（平成22年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次のよう（省略）

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例（案）

参考資料 2

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（行為の許可）</u></p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。第7条第1項において同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 知事又は指定管理者は、<u>センターの管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付することができる。</u></p>	<p><u>（入館等の許可）</u></p> <p>第4条 センターに入館しようとする者は、<u>指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項の入館が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p>（1） <u>公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</u></p> <p>（2） <u>施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</u></p> <p>（3） <u>その他センターの管理上適当でないと認めるとき。</u></p> <p>3 指定管理者は、<u>センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、前2項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「指定管理者」とあるのは、第1項の許可については「知事」と読み替えるものとする。</u></p>

(行為の禁止)

第5条 [略]

(許可の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第2項(知事がセンターの管理を行う場合に限る。以下この項において同じ。)の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

2 前項の規定は、第4条第2項(指定管理者がセンターの管理を行う場合に限る。)の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第6条 [略]

(入館許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

2 前項の規定は、第5条第1項及び第2項の許可について準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは同条第1項の許可については「知事」と、「同条第3項」とあり、及び「第4条第3項」とあるのは「第5条第3項において読み替えて準用する第4条第3項」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 教育課程に基づく教育活動として、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒を引率する者が入館するとき。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が入館するとき。

(3) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 第7条第1項第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が入館の許可を取り消したとき。

(2) 入館者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 [略]

(補則)

第12条 [略]

附 則

(損害賠償等)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

附 則

[略]

[略]

別表（第8条関係）

区 分	利用料金の上限額	
	個 人	20人以上の団体
学生	140円	1人につき70円
一般	310円	1人につき140円

備考 幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に係る利用料金は、無料とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例第2条に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、この条例による改正後の平泉世界遺産ガイダンスセンター条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて同条例第8条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

令和4年 月 日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

平泉世界遺産ガイダンスセンターの入館について許可を要することとし、及び入館に係る利用料金を指定管理者の収入として収受させるとともに、併せて所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則

令和 3 年 11 月 19 日 規則第 69 号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則をここに公布する。

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和 3 年岩手県条例第 36 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月末日（12 月にあつては、28 日）。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日（4 月にあつては、その前々日）と、4 月 30 日が月曜日に当たるときは 4 月 27 日とする。

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、入館時間は、午後 4 時 30 分まで

(2) 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。ただし、入館時間は、午後 4 時まで

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

(撮影等の許可)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める様式による資料撮影等許可申請書又は別に定める様式による資料貸出許可申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第 4 条第 1 項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による資料撮影等許可書又は別に定める様式による資料貸出許可書を交付するものとする。

3 資料の貸出期間は、30 日以内とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

4 資料の貸出しを受けた者が、当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに、別に定める様式による資料汚損（損傷、亡失）報告書を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(物品の販売等の許可)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式によるセンター内行為許可申請書を所長に提出しなければならない。

第 6 条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。

(2) 条例第 4 条第 2 項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第 6 条第 1 項の規定に基づき許可を取り消されたときは、所長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。

(3) めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でセンター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。

(4) その他センターの維持管理のためにする所長の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第 7 条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者（第 4 条第 4 項の規定の適用を受ける者を除く。）は、速やかに所長に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。

「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）
基本計画

平成30年6月

岩手県

目次

I 施設の理念と基本方針

I-1	背景と目的	… 1
I-2	理念と基本方針（目指す施設像）	… 2
I-3	利用者層の検討・整理	… 3
I-4	施設に求められる機能	… 7

II 事業活動計画

II-1	事業活動の基本方針	… 8
II-2	事業活動の全体像	… 9
II-3	事業活動の展開	…11

III 施設計画

III-1	施設の基本方針	…23
III-2	建設予定地	…24
III-3	施設計画の与件整理	…31
III-4	建物の配置（イメージ）	…40
III-5	収蔵計画	…41

IV 展示計画

IV-1	展示の基本方針	…46
IV-2	展示における関連施設との役割分担	…47
IV-3	展示の構成	…48
IV-4	展示の概要	…50
IV-5	展示のイメージ	…64

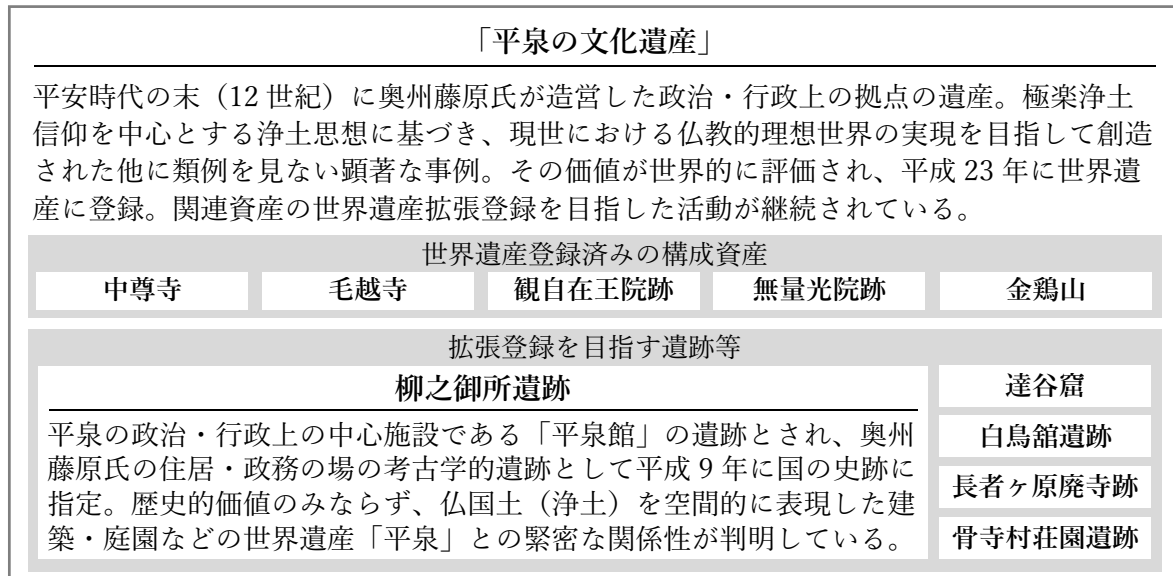
V 管理運営計画

V-1	管理運営の基本方針	…66
V-2	運営方式	…67
V-3	運営体制	…68
V-4	開館形態	…71
V-5	利用者サービス	…72
V-6	広報・開発活動	…74

I 施設の理念と基本方針

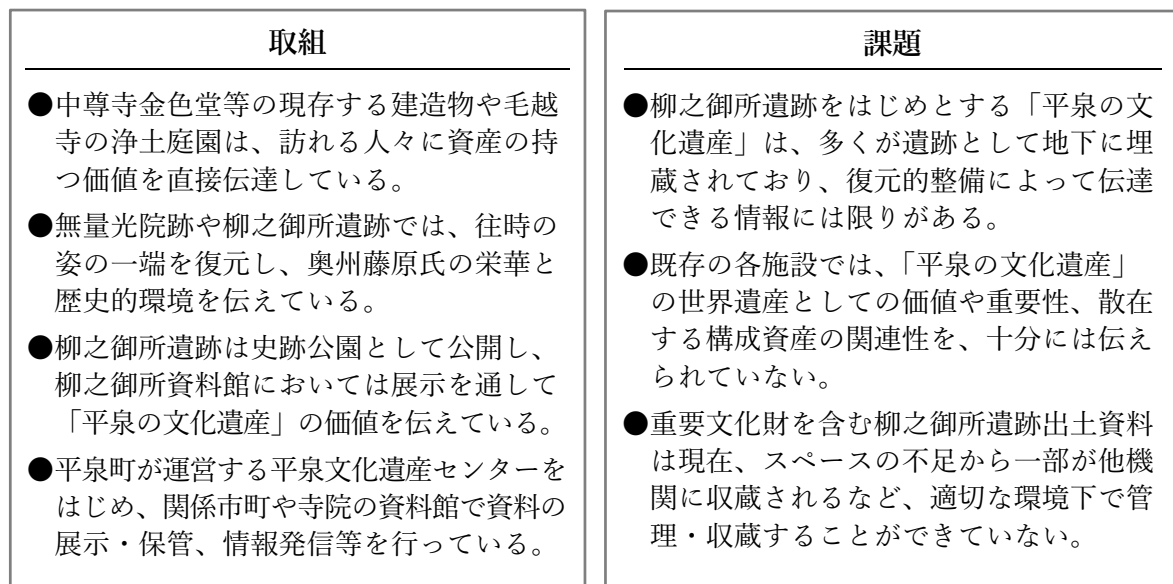
I - 1 背景と目的

(1) 「平泉の文化遺産」の価値



県民をはじめとした世界中の人々共通の財産として
適切に保存し次世代へ確実に継承していくために、
その価値を国内外へ情報発信し、魅力を広く伝達することが不可欠

(2) これまでの取組と課題



柳之御所遺跡をはじめとする「平泉の文化遺産」と一体的に活動を展開し、その世界遺産としての価値や人類史上における重要性を伝える包括的拠点施設が必要。

(3) 本計画の位置付け

本計画は、先述の「平泉の文化遺産」の価値を世界中の人々に広く伝え、後世へと継承するため、平成 29 年 7 月岩手県策定の「『平泉の文化遺産』ガイドンス施設（仮称）整備基本構想」及び平成 30 年 3 月岩手県教育委員会策定の「柳之御所遺跡整備計画（平成 29 年度版）」に基づいて検討・策定するものです。

I - 2 理念と基本方針（目指す施設像）

(1) 理念

前記の背景を踏まえ、「平泉の文化遺産」ガイドンス施設（仮称）の理念を次のように設定します。

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、
人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点施設となる

(2) 基本方針（目指す施設像）

理念の実現に向け、目指すべき施設像として、施設の基本方針を次のように定めます。

1. 世界中の人々が世界遺産「平泉」の価値を理解できる、国際的な視野に立った施設
2. 「平泉の文化遺産」周遊の出発点として、個々の構成資産を訪問する契機を提供する施設
3. 柳之御所遺跡をはじめとする「平泉の文化遺産」関連資料を、後世へと継承できる施設
4. 平泉文化の多角的な調査・研究と研究者の交流の拠点として、学術情報が集積し活用される施設
5. 歴史・文化に関心を持ち、世界遺産や文化財保護について主体的に学び活動する人材の育成に寄与する施設

I - 3 利用者層の検討・整理

(1) 基本的な考え方

施設の理念を踏まえ、以下のような幅広い利用者層を想定して活動を展開します。

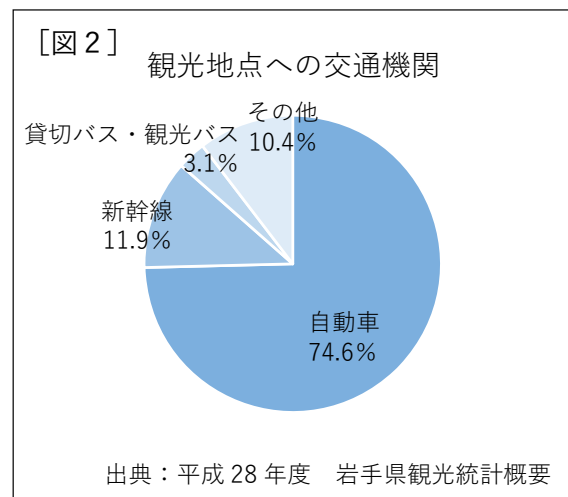
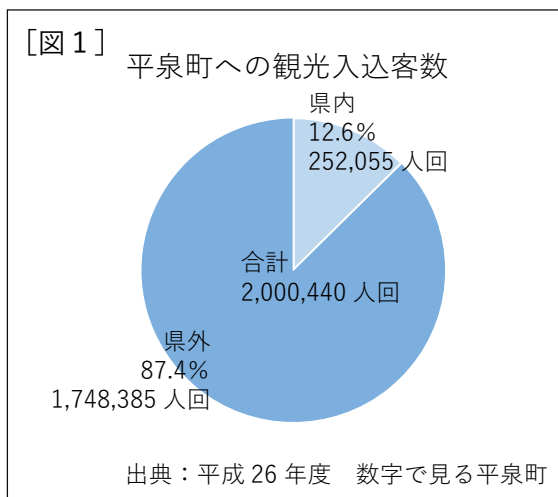
- ・子どもから大人まで幅広い年齢層
- ・個人及び団体の見学者
- ・県内をはじめ、様々な国・地域から訪れる国内外の観光客
- ・観光客から歴史ファン、研究者など多様な興味関心を持つ人々

(2) 特に重視すべき利用者層

本施設の主要な利用者層を想定し、利用者のニーズに合った機能を担い、サービスを提供します。

① 県外からの観光客

平泉町に訪れる観光客を県内・県外別で見ると、県外からの観光客が 87.4%と大多数を占めています [図 1]。また、岩手県内の観光地訪問で利用した交通機関は、自動車が 74.6%と最も多く、次いで新幹線が多いことが分かります [図 2]。



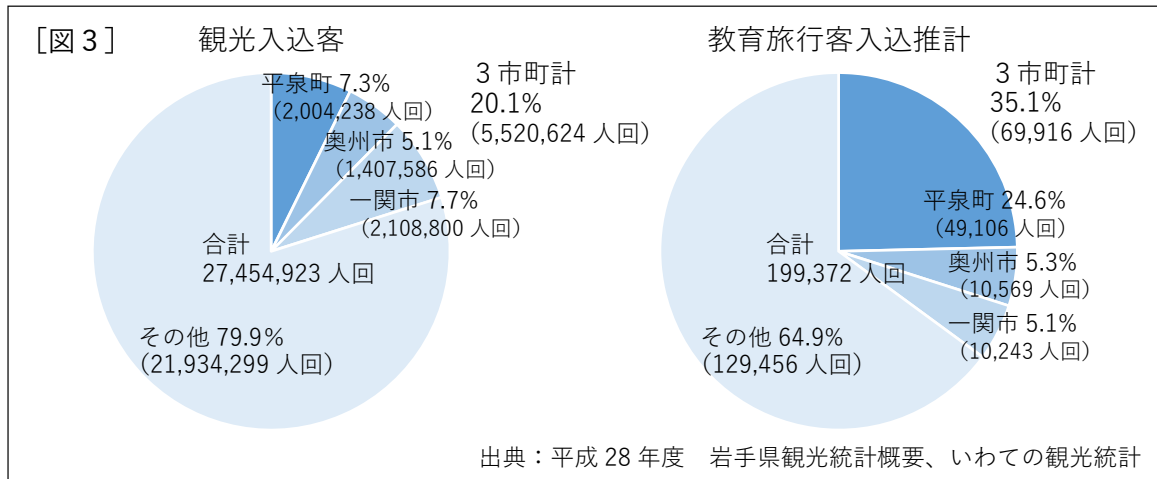
本施設の計画地は JR 平泉駅から徒歩圏内にあり、県内の他の観光地に比べて在来線を利用する来訪者が増える可能性もありますが、大まかな傾向は一致するものと考えられます。したがって、本施設においても、県外から訪れる観光客を大きな利用者層として設定し、その交通手段としては自動車又は新幹線の利用を想定します。

検討の視点

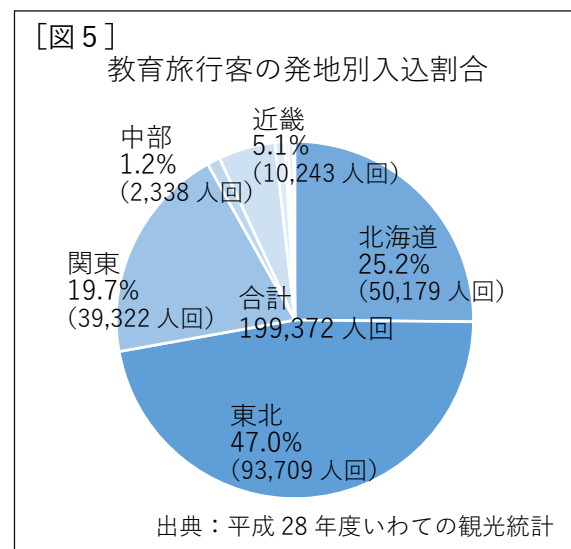
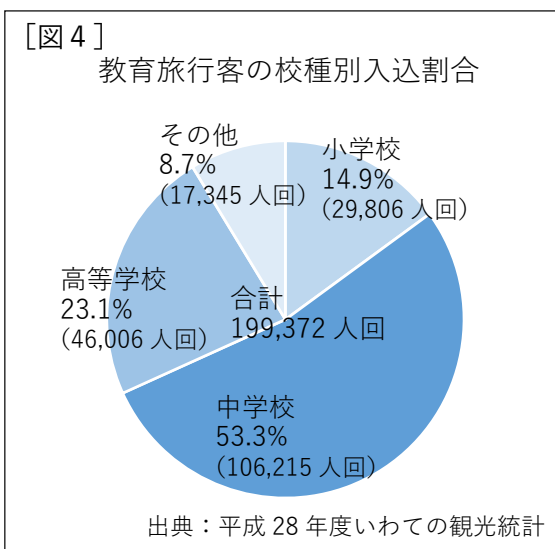
- みどころやルートの紹介など、平泉観光の出发点としての案内・情報

②教育旅行者

観光入込客数について、平泉町・奥州市・一関市3市町が岩手県全体に占める割合は20.1%であるのに対し、教育旅行者については、35.1%に上ります。つまり、平泉町・奥州市・一関市の3市町は県内の他の市町村に比べ、教育旅行者が多いという特徴を持つことが分かります [図3]。



岩手県に訪れる教育旅行者の内訳を見ると、校種別では中学校が53.3%と過半数占めています [図4]。また発地別では北海道・東北・関東地方の占める割合が計91.9%に上ります [図5]。



岩手県内からは、多くの小学校が修学旅行で平泉を訪れています。したがって、主に北海道・東北・関東地方から訪れる中学生を中心とした教育旅行者や、県内から訪れる小学生の教育旅行者を、重視すべき利用者層の一つとして設定します。

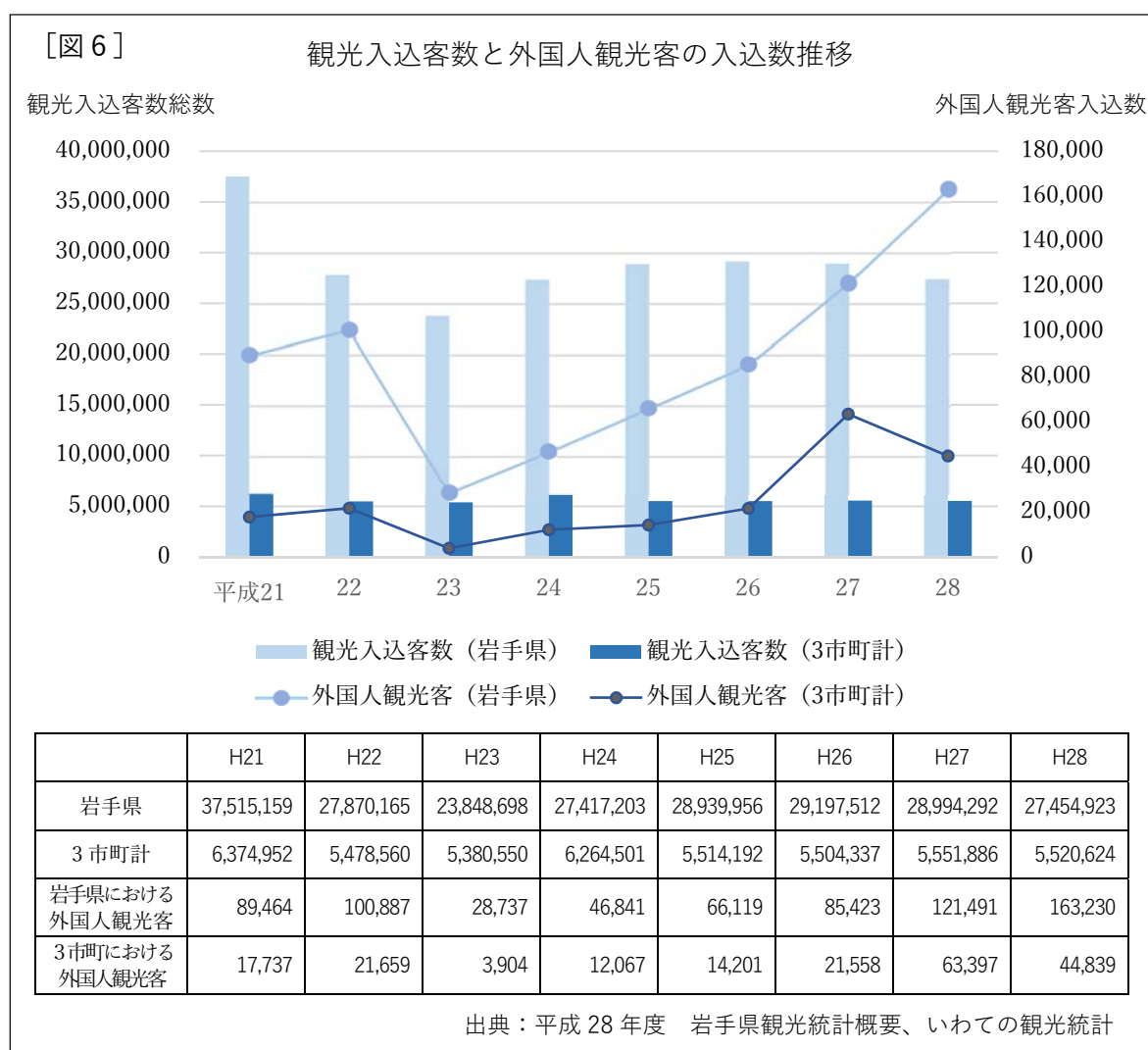
検討の視点

- 学校団体を受け入れられる施設整備
- 体験・学習プログラムの開発と提供

③外国人観光客

岩手県全体の観光入込客数と、平泉町・奥州市・一関市3市町の観光入込客数の推移は、概ね一致しています〔図6〕。平成23年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所事故等の影響により、平成23年度に観光入込客数は大幅に減少したものの、同年6月に平泉が世界遺産に登録されたことを受け、翌平成24年には回復基調となりました。平成26年以降、世界遺産効果にかげりが見え、平成28年の観光入込客数は岩手県・3市町ともに減少しています。

一方、岩手県における外国人観光客の入込数は平成24年度以降毎年増加しており、今後増加が見込まれます。3市町における外国人観光客入込客数もほぼ同様の推移が見られ、外国人観光客は今後増加していくと考えられます〔図6〕。



したがって本施設において、外国人観光客を重視すべき利用者層の一つとして設定します。

検討の視点

- 外国人観光客にも分かりやすい案内と体感的な展示

④歴史・遺跡ファン

歴史・遺跡のファンは、利用者全体における割合は大きくないと考えられるものの、本施設の事業活動に特に強い関心を持つ層であり、リピーターとなることも期待される点から、重視すべき利用者層として設定します。

検討の視点

- 充実した質・量の展示
- 最新研究の反映と情報提供

⑤研究者等

歴史や考古学を専門とする研究者等は、本施設の事業活動に特に強い関心を持つ層であり、重視すべき利用者層として設定します。

検討の視点

- 充実した質・量の展示
- 最新研究の反映と情報提供
- 学术交流の場

⑥地域の人々

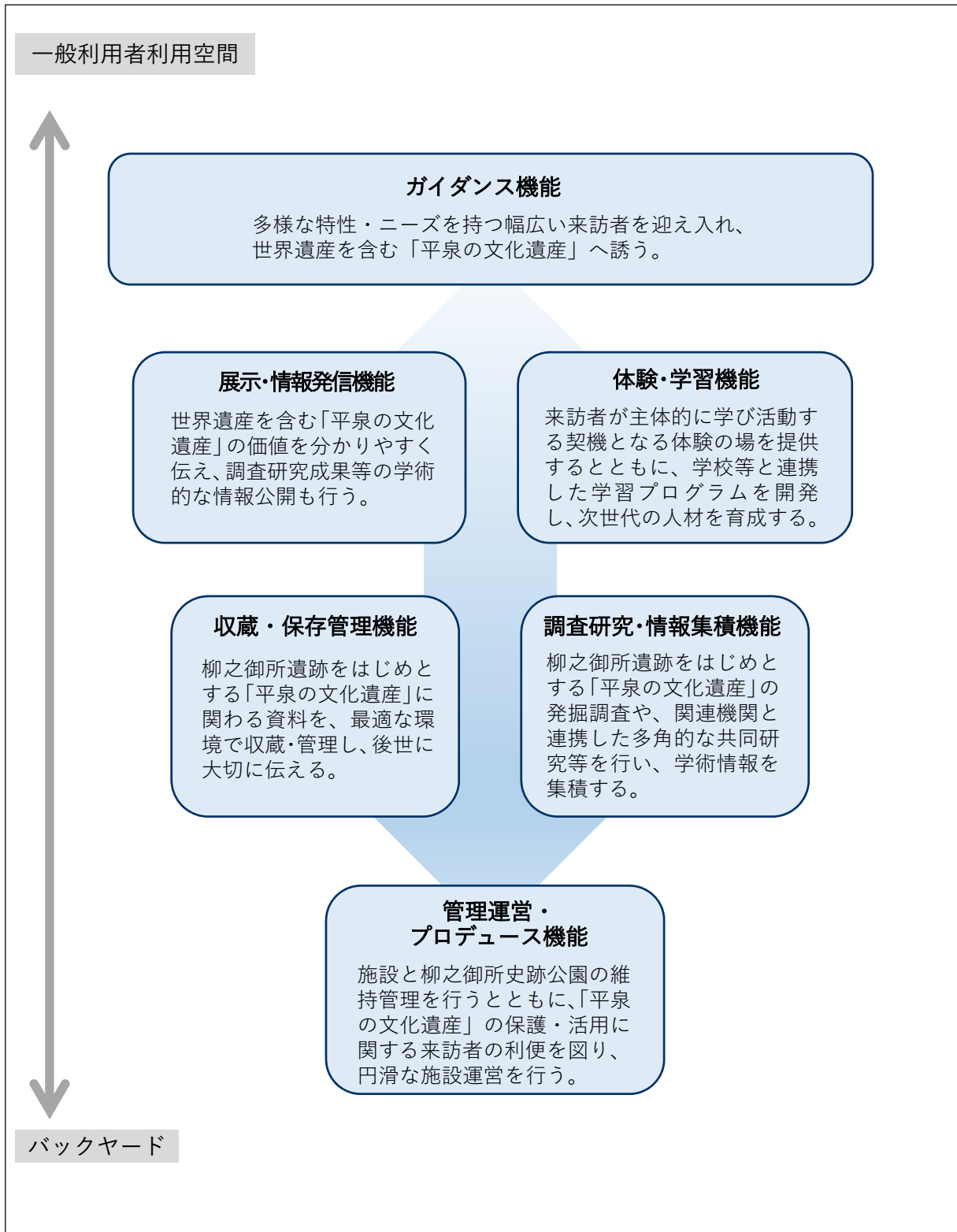
平泉周辺地域の人々は、本施設を繰り返し利用して地域への誇りや愛着を育んでいただくとともに、事業活動を一緒に展開するサポーターとなっていただきたい、重視すべき利用者層です。

検討の視点

- 継続的かつ変化に富んだ事業活動
- 地域に暮らす方々との連携

I - 4 施設に求められる機能

世界中から訪れる人々に「平泉の文化遺産」の価値を伝え、後世へと継承していくために、本施設には以下のような機能が求められます。



Ⅱ 事業活動計画

II - 1 事業活動の基本方針

世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の 歴史・文化をより深く理解させるため、 柳之御所遺跡を通じて多彩な事業活動を展開

理念の実現に向け、以下の方針に基づいて事業活動を展開します。

1. 多様な興味関心、幅広いニーズを想定した事業活動

世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の価値を世界中に広く伝えるため、様々な興味関心やニーズを持つ人々を想定し、すべての人が平泉を身近に感じ、その価値に対する理解を深めることができる事業活動を展開します。

2. 平泉文化を後世にまで継承する継続的な事業活動

「平泉の文化遺産」に関する貴重な遺跡や資料、調査研究の成果等を後世にまで確実に継承するため、事業活動の継続性を重視するとともに、繰り返し利用される施設となるべく、時代に合わせて変化し続けていきます。

3. 各資産や関連機関、地域に暮らす方等と連携した事業活動

「平泉の文化遺産」の拠点施設として、各資産や関連機関、地域に暮らす方々等、様々な人や組織と連携を図り、一体的な事業活動を展開します。

II-2 事業活動の全体像

「I-4 施設に求められる機能」において示した各機能を担うために、本施設では以下のような事業活動を展開します。

◆ガイドンス事業—平泉の資産へと来館者をいざなう—

- ①「平泉」現地ガイド
- ②「平泉」現地インフォメーション

◆展示・情報発信事業—平泉を伝え、興味関心を引き出す—

- ①「平泉の文化遺産」関連展示
- ②柳之御所遺跡関連展示
- ③企画展示
- ④学術情報等発信

◆収蔵・保存管理事業—貴重な資料を守り、伝える—

- ①収蔵・保存管理

◆調査研究・情報集積事業—平泉学の構築に向けて—

- ①発掘調査・研究
- ②共同研究・学術情報集積

◆体験・学習事業—平泉を身近に感じるきっかけづくり—

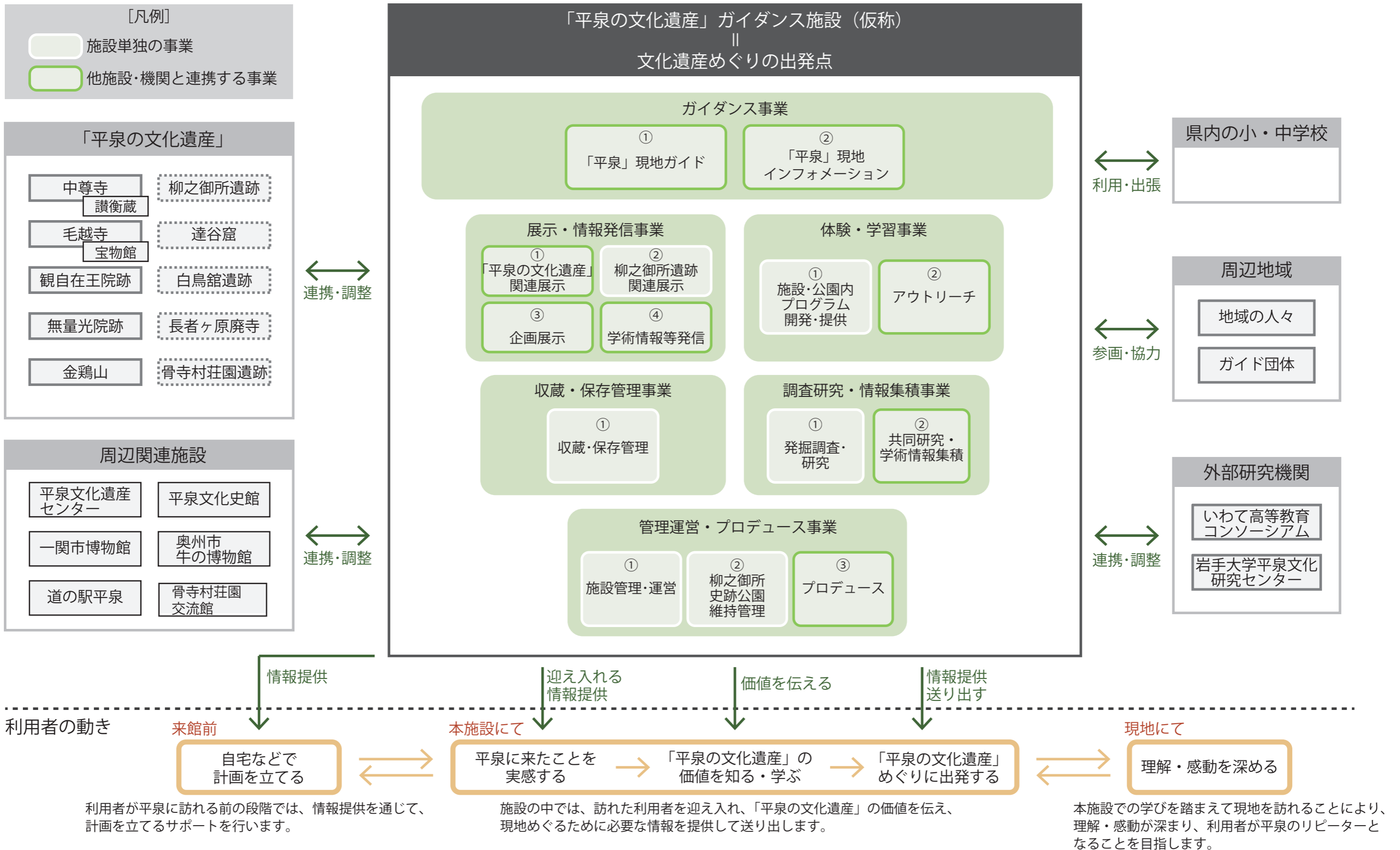
- ①施設・公園内プログラム開発・提供
- ②アウトリーチ

◆管理運営・プロデュース事業—施設を支える要となる—

- ①施設管理・運営
- ②柳之御所史跡公園維持管理
- ③プロデュース

事業活動全体イメージ

前ページに掲げた事業活動の全体像を、施設周辺との関わりを含めて図示します。



II-3 事業活動の展開

(1) ガイダンス事業—平泉の資産へと来館者をいざなう—

①基本的な考え方


世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の価値を伝えるためには、まず、訪れた人々の心地良さと期待感を高め、「平泉の文化遺産」について積極的に知りたいと思う状態へと導くことが必要です。また、文化遺産めぐりに必要な情報を提供し、快適な旅になるようサポートすることにより、来訪者は現地で資産とじっくり向き合い、より一層その価値を感じることができると考えます。そこで本施設では、「平泉の文化遺産」めぐりの出発点として、平泉に到着した来訪者を迎え入れ、そして各資産へと送り出すガイダンス事業を展開します。

②事業活動内容

i 「平泉」現地ガイド

- ・来訪者を迎え入れ、本施設の利用方法や柳之御所史跡公園などについて案内します。
- ・展示や体験学習プログラム等についてガイドを行い、見学や体験をサポートします。

<想定する活動例>

活動例	概要
展示・史跡公園ガイドツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・館内の展示や史跡公園でのガイドツアーを行う 
体験学習プログラム・イベント等のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験学習やイベント時のサポートを行う
施設内・公園内に関する案内 ・利用者サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・館内や史跡公園の案内や質問等へのレファレンスを行う
バックヤードツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・普段見学できない一般収蔵庫・整理の様子等を案内
オリエンテーリングツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・館内・遺跡内に謎解きスポットを設置、ゲーム感覚で柳之御所の理解を深める

ii 「平泉」現地インフォメーション

・「平泉の文化遺産」や、県内の他の世界遺産に関わる概要を紹介します。

<想定する活動例>

活動例	概要
総合インフォメーション	・館内・史跡公園の総合案内、様々なレファレンスにも対応
平泉の世界遺産案内	・資産の概要・行き方、バス・電車の時刻、気象情報、周遊コースなど ・開館時間、イベント開催時間、フロアマップなど)
県内の世界遺産案内	・釜石市の「橋野鉄鉱山」を含む「明治日本の産業革命遺産」 ・一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」
地域情報の発信	・「平泉の文化遺産」に関連する季節の行事・イベント等の情報を発信 例：中尊寺節分会 春・秋の藤原まつり 毛越寺曲水の宴 平泉大文字送り火 等

※隣接する道の駅「平泉」でも、周遊ルート等の情報を提供していますが、施設内でも必要な情報を提供します。

(2) 展示・情報発信事業 ―平泉を伝え、興味関心を引き出す―

①基本的な考え方

国内外からの来訪者に、「平泉の文化遺産」の価値を分かりやすく伝え、「平泉の文化遺産」を正しく理解し、興味関心を高めることができるように、世界遺産をはじめ「平泉の文化遺産」を解説する展示を行います。

また、「平泉の文化遺産」の調査研究成果等の学術的な情報など様々な分野の情報を、世界中の人々が入手できるように情報発信を行います。

②事業活動内容

i 「平泉の文化遺産」関連展示

- ・世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の価値を伝え、構成資産の概要への理解を促すための展示を行います。
- ・世界遺産条約の理念とともに、「平泉の文化遺産」の価値を次世代に継承していくことの必要性を伝えます。
- ・「平泉の文化遺産」を構成する各構成資産と地域社会の関わりを示します。
- ・世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の保護のあり方や仕組みを伝えます。

[展示内容・手法案] ※詳細は 4 展示計画 を参照

- ・奥州藤原氏が築いた「仏国土（浄土）」を体感するシアター
- ・資産の空間的関連性が一目で分かる地形ジオラマ
- ・「平泉の文化遺産」の概要や世界遺産の理念などを解説するグラフィックパネル
- ・「平泉の文化遺産」に関連する季節の行事・イベント等の情報発信

など

ii 柳之御所遺跡関連展示

- ・柳之御所遺跡の概要を紹介するとともに、「平泉の文化遺産」における位置付けを伝えます。
- ・地下遺構である柳之御所遺跡の価値を視覚的に実感させ、史跡公園への誘導を促します。
- ・膨大な出土資料を活用して遺跡への理解を深めます。
- ・重要文化財を適切に展示するため照明等に配慮するとともに、資料の定期的入れ替えを行います。

【展示内容・手法案】 ※詳細は 4 展示計画 を参照

- ・平泉の政庁であり、奥州藤原氏の居館でもあった柳之御所の復元模型
- ・遺跡の概要や性格、調査整備の経緯、史跡公園の紹介を行うグラフィックパネル
- ・膨大な出土資料を活用した実物資料展示

など

iii 企画展示

- ・継続して行う発掘調査の過程や成果の紹介、他機関で所有する資料等の展示をはじめ、多角的な視点から多様なテーマの企画展示を行います。
- ・平泉文化遺産センターや一関市博物館等周辺の関連施設との共同展示や巡回展示を検討します。

<想定する企画展示例>

企画展示例	概要
発掘調査速報展	・柳之御所遺跡の発掘調査の成果を速報的に展示
平泉をテーマにした総合展示	・新たな研究成果をもとに平泉に関する総合的な展示を定期的で開催する
多様なテーマの特別展示	・他館からの借用資料を合わせてテーマを設定し開催
共同企画展示	・他館との共同企画による展示を行う
巡回展示	・共通のテーマを設定し他館からの巡回による展示を行う

iv 学術情報等発信

- ・発掘調査情報や学術研究成果を公開し、「平泉の文化遺産」が国際的に重要な学術資料であることを周知します。
- ・集積した資料や調査・研究成果に関する情報のほか、「平泉の文化遺産」に関連する様々な分野の資料収集に努め、来訪者が主体的に検索・活用できる空間を構築します。

<想定する活動例>

活動例	概要
学術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・進行中の発掘調査に関する情報や、調査結果の分析により明らかになったことなどを発信 ・世界遺産を含む「平泉の文化遺産」に関する学会・シンポジウムの開催情報や刊行物の発行情報などを発信

(3) 収蔵・保存管理事業 —貴重な資料を守り、伝える—



①基本的な考え方

柳之御所遺跡をはじめとする「平泉の文化遺産」に関わる資料は、今後の平泉文化の研究において貴重な資料となるだけでなく、多くの方々に「平泉の文化遺産」を周知していく上でも貴重な資料です。このような資料を最適な環境の下で保存・活用し、後世に大切に伝えていきます。


②事業活動内容

- ・柳之御所遺跡の出土品について、重要文化財指定品の収蔵庫を分離するなど、適切な環境下で収蔵を行います。
- ・貴重な資料を将来にわたって有効活用していくため、発掘関連情報等の記録を適切に行うとともに、データベースなど活用しやすい方式で整理・管理を行います。

③収蔵資料の構成

重要文化財指定品 (942点) ※追加指定予定	<ul style="list-style-type: none"> ・木・漆器製品等：48.7% ・金属製品：4.2% ・土器・石製品等：47.1% 	 <p>(柳之御所資料館展示室)</p>
柳之御所遺跡出土品 (未指定品)	<ul style="list-style-type: none"> ・種別：木製品、金属製品、土器類 ・収蔵予定量： 報告書掲載遺物 (現在の収蔵面積約 40 m²) 報告書未掲載遺物 (現在の収蔵面積約 250 m²) 	 <p>(平泉遺跡群発掘調査事務所)</p>

※参考 平泉町所有の柳之御所遺跡出土品 (重要文化財指定品)

重要文化財指定品 (311点)	<ul style="list-style-type: none"> ・木・漆器製品等：25.7% ・金属製品：6.4% ・土器・石製品等：67.9% 	 <p>(平泉文化遺産センター)</p>
--------------------	--	---

(4) 調査研究・情報集積事業 ―平泉学の構築に向けて―

①基本的な考え方

ガイダンス施設では、「平泉の文化遺産」の展示・情報発信の基盤となる、平泉文化の研究を継続していきます。発掘調査を基本とし、調査で得られた情報を展示に随時反映し、「平泉の文化遺産」の新たな価値として発信します。

さらに、平泉文化に関連する多角的な研究として、外部機関・研究者との連携を強化するとともに、これまで推進してきた研究を基盤として、「平泉の文化遺産」をテーマにした研究発表会の開催も含めて、新たな共同研究の枠組の構築を図っていきます。

②事業活動内容

- ・柳之御所遺跡及び「平泉の文化遺産」の発掘調査の継続により学術情報を集積します。
- ・調査研究を通じて集積した学術情報は、展示・情報発信事業において随時発信・公開していきます。

<想定する活動例>

活動例	概要
平泉・柳之御所遺跡に関する総合的な研究	・平泉・柳之御所遺跡に関して考古学をはじめ多角的な視点から総合的な研究を行い、その成果を発信
柳之御所遺跡発掘調査事業	・柳之御所遺跡の発掘調査を継続して行い、その調査・研究成果を随時発信
平泉文化遺産センター等関係市町村との連携	・平泉文化遺産センター等と連携をより深め、考古学のみならず文献史学等の関連分野を含めて多角的な視点から、学術的な「平泉の文化遺産」の研究を推進 ・共同の企画展や講演会等を通じて、研究の成果を共有・発信
「平泉の文化遺産」に関する関係機関との共同研究	・県内大学等からなる「いわて高等教育コンソーシアム」や岩手大学平泉文化研究センター等県内外の研究機関と連携し、情報を発信

(5) 体験・学習事業 —平泉を身近に感じるきっかけづくり—

①基本的な考え方

ガイダンス施設は、「平泉の文化遺産」について、来訪者の知的好奇心を刺激し、主体的に学び活動していく契機となるよう、体験を通して柳之御所史跡公園と一体的理解が促進されるような空間を創出します。

また、歴史・文化に関心を持ち、世界遺産や文化財の保護へ積極的に関わっていく次世代の人材育成のため、学校教育や社会教育と連携した学習プログラムを開発、提供します。

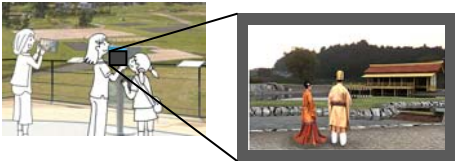

児童や生徒、地域に暮らす方々の体験学習の機会を増やし、「平泉の文化遺産」や柳之御所遺跡をより身近に感じられるよう、施設内でのプログラムだけでなく、県内の小中学校や文化施設等へのアウトリーチ事業も実施します。

②事業活動内容

i 施設・公園内プログラム開発・提供

- ・平泉の仏教的理想世界を体感させるメニューを提供します。
- ・来訪者の興味関心が持続、反復されるよう、研究成果等に基づいた体験を提供します。
- ・専門的知識を有するガイドによる「平泉の文化遺産」及び柳之御所遺跡等の解説プログラムを設けます。
- ・講座・講演会などの開催を通じて、地域社会における世界遺産や文化財への興味・関心を強め、保存管理意識の高揚を図ります。
- ・体験学習プログラムの検討に当たっては、予約なしで利用可能な短時間で体験できるコースと、時間をかけて体験するコースを設定するなど、来訪者のニーズに合わせたプログラムを開発・提供します。
- ・平泉文化遺産センター等の関係機関との共同プログラムの開発・提供も検討します。

<想定するプログラム例>

プログラム例	概要
出土資料を活用したプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・かわらけづくり、平泉の遊び体験（双六・将棋・碁）、土器・絵図パズル など
展望を活かした体験	<ul style="list-style-type: none"> ・往時の平泉館の姿や行き交う人々の様子、無量光院や金鶏山を見ることができるAR（拡張現実）モニターや体験プログラム ・史跡公園の整備の考え方の説明 ・無量光院跡や金鶏山などの周辺資産との位置関係の表示 ・眺望を楽しみながら休憩し、歴史に思いをはせるラウンジの設置 など <div style="text-align: center;">  <p>(事例：バーチャル飛鳥京)</p> </div>
平泉の歴史・暮らしにちなんだプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・曲水の宴体験、貴族の生活体験、浄土庭園箱庭づくり、延年の舞講座 など <div style="text-align: center;">  </div>
特に子ども向けのプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘見学ツアー ・「ケロ平」おえかきコンテスト など
考古学体験	<ul style="list-style-type: none"> ・出土資料の整理等をスタッフの指導の下で体験 など

<講座・講演会プログラム例>

プログラム例	概要
平泉に関する連続講座	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉の歴史や柳之御所遺跡、世界遺産に関するテーマをもとに連続講座を開催 など
講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展等に合わせたテーマ等について外部講師による講演会を開催 など * 人数によって開催場所は平泉文化遺産センター等と連携し柔軟に対応

ii アウトリーチ

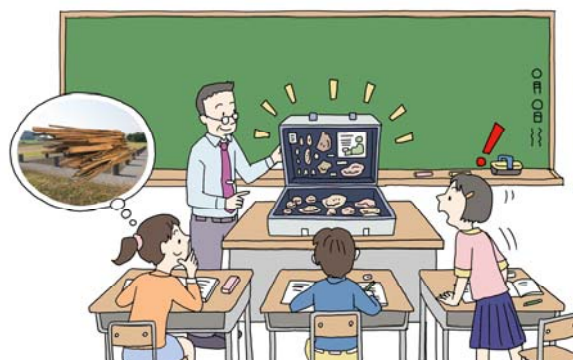
- ・県内の小中学校等や公民館等の社会教育・文化施設等にスタッフを派遣し、出張講座を開催するなど、学校教育・社会教育における学習支援活動を行います。
- ・体験学習キットの開発・貸出を行い、学校の授業等で活用する機会を提供します。

<想定するプログラム例>

プログラム例	概要
平泉出張講座	・県内の小中学校等・公民館等の社会教育施設・文化施設にて平泉・柳之御所遺跡に関する情報を紹介
平泉出前BOX	・平泉に関する出土資料やレプリカ・体験学習キットを用意し貸し出しに対応
平泉ワークシート	・施設内や学校教育での授業・修学旅行の一環で利用できるよう教育関係者とともに関係者とともにワークシートを開発・整備

[参考：現在のアウトリーチ]

- ・岩手県内全域の小・中・高・支援学校等を対象に県職員等が赴き、ガイドブックやワークシートを用いた出前授業を実施しています。



(6) 管理運営・プロデュース事業 —施設を支える要となる—

①基本的な考え方


ガイダンス施設は、基本的機能として建物施設と柳之御所史跡公園の維持管理を行います。また、訪れる様々な人の期待に応じて満足度を高めるため、関連施設と連携・調整を図り、施設や公園のみならず「平泉の文化遺産」全体をプロデュースする役割を担います。

②事業活動内容

i 施設管理・運営

- ・利用者やスタッフ、収蔵資料にとって安全で快適な施設であり続けるため、施設建物の日常的な維持管理を行います。
- ・ガイダンス施設の展示や活動、平泉の魅力を内外に発信します。
- ・「平泉の文化遺産」に関する会議やイベントを開催し、会議室等の場所を提供します。

<想定する活動例>

活動例	概要
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設・マスコミ(報道関係)・旅行代理店等への情報を随時発信 ・WEBを活用し、ホームページの開設や、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、施設の活動に関する情報を発信 ・ホームページや印刷物、グッズなどに「ケロ平(ひら)」などのキャラクターを活用し、幅広い利用者層に親しみやすいイメージを発信 <p>※「ケロ平(ひら)」 …柳之御所遺跡から出土した「平泉のカエル戯画」をモチーフとした、岩手県の公認キャラクター</p>  <p>©2013 岩手県 ケロ平 designed by センウェンルー</p>
各種出版物の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年報・紀要・図録等の定期的な発行
イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する道の駅「平泉」と連携したイベントを開催

ii 柳之御所史跡公園維持管理

- ・「平泉館」の遺跡として貴重な価値を持つ柳之御所史跡公園の維持管理を行います。

iii プロデュース

- ・関連施設・団体等との運営協議会を定期的開催し、課題を抽出し共有を図ります。
- ・共催イベントの開催等について検討します。
- ・利用者ニーズの把握と情報共有、広報等の情報発信についても連携を図ります。
- ・既存の平泉に関するガイド団体等と連携・すみ分けを行い、新たな地域サポーターの育成を行います。



<想定する活動例>

活動例	概要
運営協議会の開催	・関連する施設や団体等と運営協議会を設置、定期的な開催による課題の抽出・情報共有
地域サポーターの育成・研修	・施設を支えるサポーターの育成と定期的な研修による利用者サービスの向上 *現在あるガイド団体とも役割分担・調整を検討
共催イベント等の開催	・平泉に関連する施設間で共催イベント等を開催

Ⅲ 施設計画

Ⅲ－１ 施設の基本方針

世界遺産と一体となり誰もが気軽に訪れ、 柳之御所遺跡・平泉の歴史・文化に触れられる 歴史・文化交流拠点

以下の方針のもと施設の検討を行うものとします。

① 柳之御所遺跡をはじめ世界遺産と調和した施設

隣接する柳之御所遺跡をはじめ、周辺の世界遺産の景観に調和し、平泉文化を感じさせる質の高いデザインの施設を検討します。

② 来館者誰もが訪れやすい開かれた施設

子どもから高齢者をはじめ、親子連れや外国からの人々・体の不自由な方など、訪れるあらゆる来館者が安全で安心して利用し快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に沿って開かれた施設を計画します。

③ 来館者を史跡へとスムーズに導く動線の確保

ガイダンス施設と柳之御所遺跡の一体的な利用・連携を考慮し、来館者が史跡へとスムーズにアクセスし利用しやすい動線を確保し、来館者の回遊性の向上を図る計画とします。

④ 多彩なイベントや体験学習にも活用可能な空間の設定

多彩なイベントや様々な体験学習にもフレキシブルに対応できる空間構成を検討し、必要となる設備を整備します。また遺跡への眺望を活かした空間構成を検討します。

⑤ 貴重な資料を保管・活用する設備の充実

柳之御所遺跡出土の貴重な資料の適切な収蔵・保管を行うため、重要文化財の「公開承認施設」として必要な機能・設備を整備するとともに、展示・活用を展開するための設備を整備します。

Ⅲ-2 建設予定地

(1) 立地

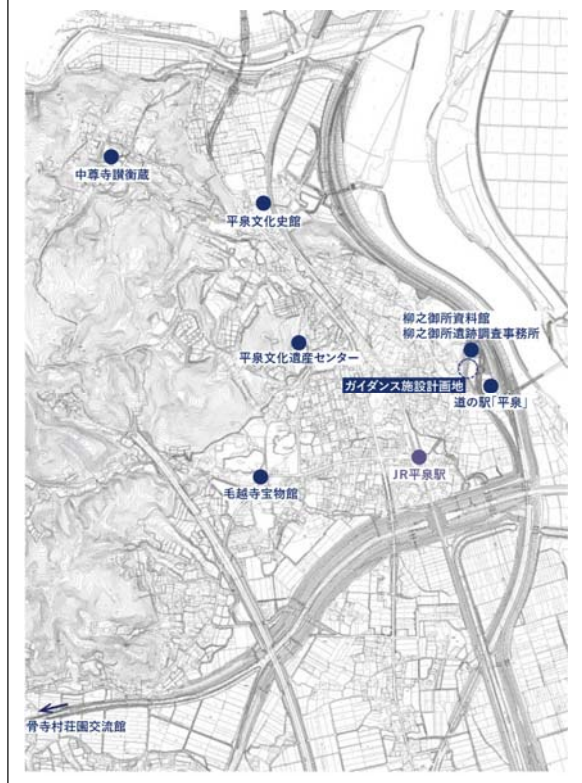
ガイダンス施設の立地については、以下の観点から、現柳之御所資料館・平泉遺跡群調査事務所(柳之御所史跡公園内)の位置を基本とします[図7~9]。

- ・柳之御所遺跡に隣接し、「平泉の文化遺産」の構成資産中央に位置することから、ガイダンス施設を拠点として「平泉の文化遺産」を理解させる上で最適地であること。
- ・東北自動車道インターチェンジに近接し、国道4号線から直結している他、JR平泉駅からも近距離である等、交通アクセス上の利便性に優れていること。
- ・道の駅「平泉」に隣接し、パーク&ライド機能を含めた来訪者回遊の発着点としての役割を果たすことが期待されること。
- ・整備に必要な面積が県有地として確保されており、新たな用地取得の必要がないこと。
- ・柳之御所遺跡の外側にあたることから、文化財への直接的影響がないこと。

(以上、基本構想より再掲)

計画地及び柳之御所遺跡は、平泉駅の北に位置し、駅からは徒歩15分程の距離にあります。西側には無量光院跡や金鶏山があり、北西側には中尊寺金色堂が位置しています。

[図7] ガイダンス施設計画地と既存関連施設位置関係(中心部)



[図8] ガイダンス施設計画地と柳之御所遺跡周辺図



[図9] ガイダンス施設整備予定地



(2) 計画地の敷地条件・関連法規

①敷地条件

- 地名地番 岩手県西磐井郡平泉町伽羅楽 108-1 他
- 敷地面積 10,248 m² (未確定)
- 用途地域 第一種住居地域 建ぺい率 60% (第一種住居専用部は 40%)
- 容積率 200% [200% (用途地域)、400% (前面道路=県道相川平泉線幅員×0.4)]
- 高さ 10m (景観法第 61 条 1 項の規定による景観地区より) 道路車線：道路幅員×1.25 (一般的な道路車線) (建物配置・道路幅員により変動) 隣地車線は景観法により 10mが上限なので検討の必要なし 日影による制限は景観法により 10mが上限なので検討の必要なし
- 防火地域等 指定なし 第 22 条地域該当
- その他 歴史景観地区、平泉町景観計画

②関連法規

- 法令 建築基準法 (特殊建築物)：法別表第 1 (3) 項「博物館、美術館、図書館」 3 階以上の階又は 2000 m² 以上の場合、耐火建築物とすること。
- 法令 建築基準法 (用途地域)：法別表第 2 (に)七、八 第一種住居地域の用途制限：延べ面積≦3,000 m²
- 法令 都市計画法：第 29 条 (開発行為の許可) 1,000 m² 以上の開発行為に該当の可能性
- 法令 バリアフリー法：「博物館」は特別特定建築に該当 床面積 2,000 m² 以上の場合、「建築物移動等円滑基準」に適合させなければならない。
- 条例 ひとにやさしいまちづくり条例：岩手県の定める特定公共的施設に該当
- 法令 消防法 (防火対象物)：令別表第 1 (8) 項「図書館、博物館、美術館」
- 法令 教育基本法：第 12 条 2 項「図書館、博物館、公民館等の設置等による社会教育」
- 法令 博物館法：博物館における基本法、登録博物館、博物館相当施設の規定等を定める。
- 法令 文化財保護法：歴史民俗資料館の基本理念、重要文化財の「公開承認施設」、重要有形民俗文化の「公開事前届出免除施設」の規定
- 条例 平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例：景観法に基づく平泉町景観計画の策定や、その運用を規定する条例。町長に助言を行う「平泉町重要公共施設デザイン会議」の設置も規定

③関連計画

- 計画 「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画（平成 24 年 岩手県教育委員会）
- 計画 柳之御所遺跡整備計画（平成 29 年度版）（平成 30 年 岩手県教育委員会）

(3) 周辺計画

計画地は、柳之御所遺跡に隣接するとともに、道路を隔てた向かいには道の駅「平泉」が位置しています。

計画地に面して、平泉バイパスと平泉町内を結ぶ県道が通っており、遺跡を隔てています。

【現地写真】

①: 柳之御所遺跡から計画地を望む



②: 計画地から柳之御所遺跡（北側）を望む



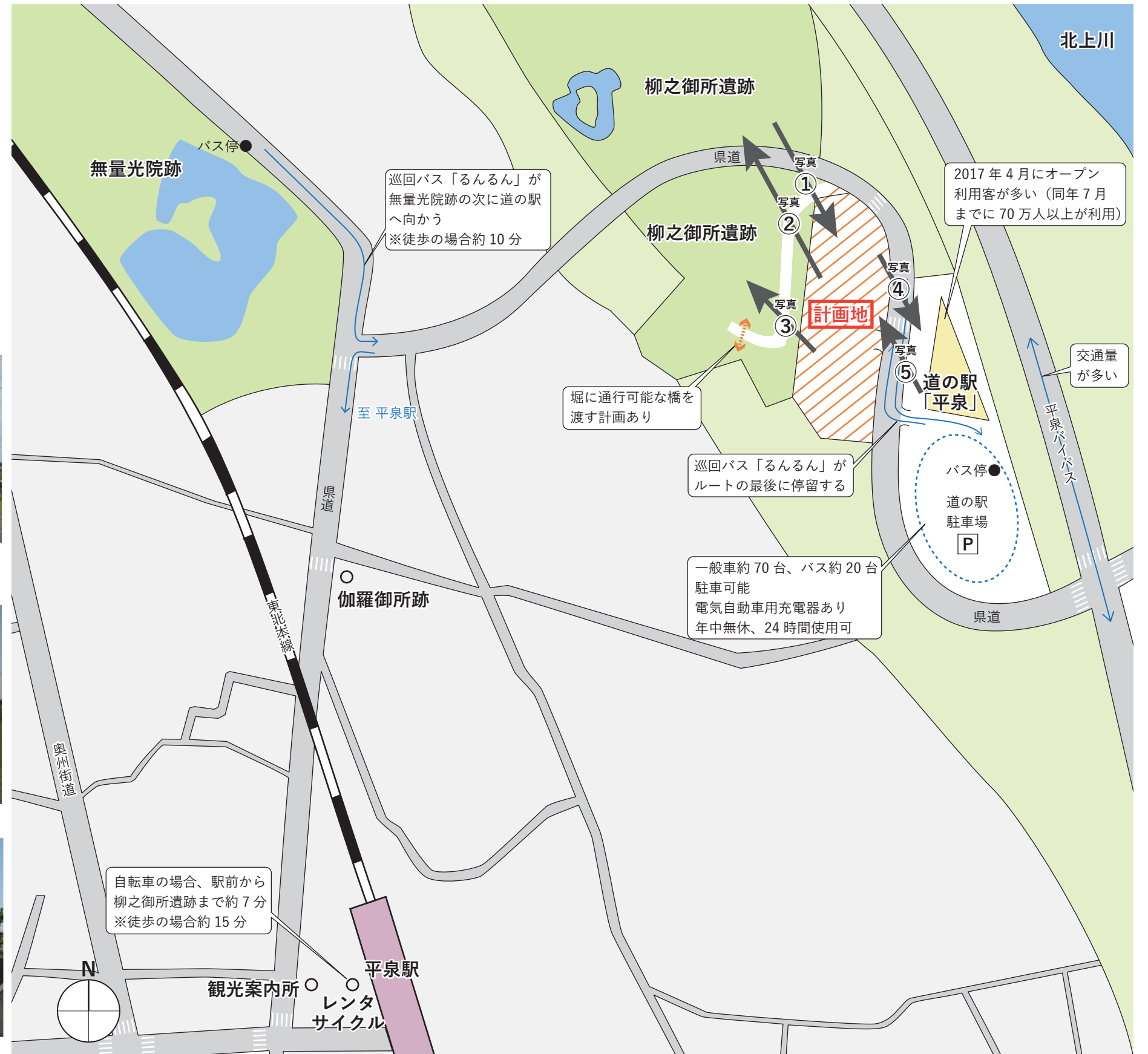
③: 計画地から柳之御所遺跡（南側）を望む



④: 計画地から道の駅を望む



⑤: 道の駅から計画地を望む



(4) 災害等のリスクへの対応

①基本的考え方

ガイダンス施設は、国内外からの多くの来訪者の利用を想定しているとともに、国重要文化財をはじめとした貴重な資料の展示・公開及び収蔵を行う施設であることから、様々な災害を想定した対策を検討します。

②想定される災害等について

ガイダンス施設利用者及び展示・収蔵する文化財等への災害リスクとしては、主に自然災害・事故・その他が想定されます。

- 自然災害：地震、風水害、火山、雪害 等
- 事故：火災、設備事故 等
- その他：人的外的要因による災害

③災害への対応

計画地は、想定し得る最大規模の降雨があった場合には、浸水が予想される区域に位置するほか、東日本大震災津波（2011年3月11日）の際には震度5強が観測されています。このことから、地震や水害等の自然災害に備え、以下のような施設・設備の耐震・耐火性能の確保など防災性能の向上や、来訪者の安全確保のためのスムーズな避難誘導に努めます。

●施設面（ハード面）での対応

・水害対策

止水性のある外壁の採用、防水板の設置等による開口部対策、電気及び空調設備の高所設置、被害を受けにくい場所への収蔵 等

・地震対策

耐震性能の高い鉄筋コンクリート造の採用、耐震性を考慮した展示什器の活用

●運営面（ソフト面）での対応

・来館者・運営スタッフ対策

危機管理対応マニュアルの整備による迅速な避難誘導

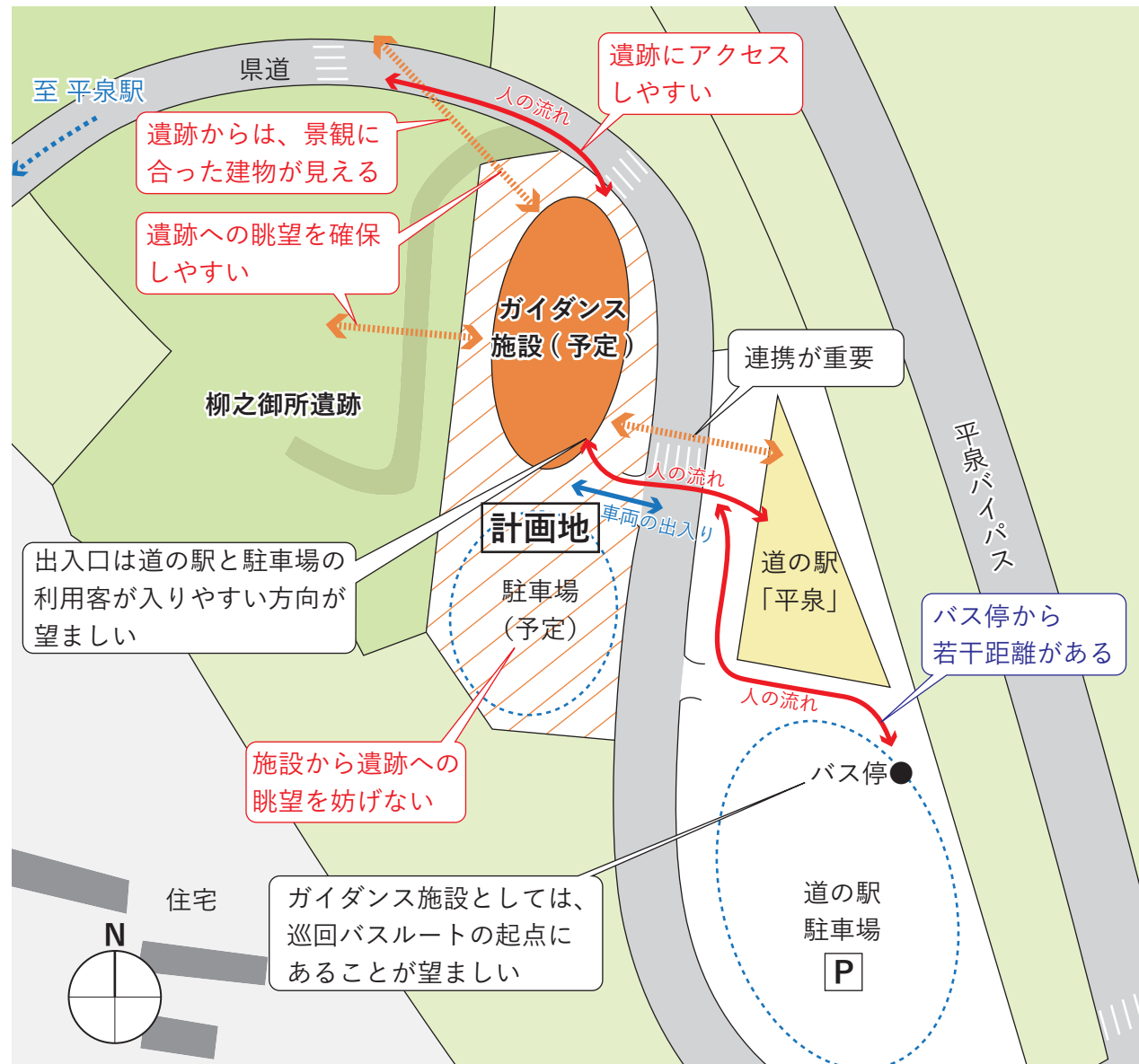
・展示品・収蔵品対策

緊急時の施設内における避難場所の確保及び移動マニュアルの策定

(5) 敷地利用計画

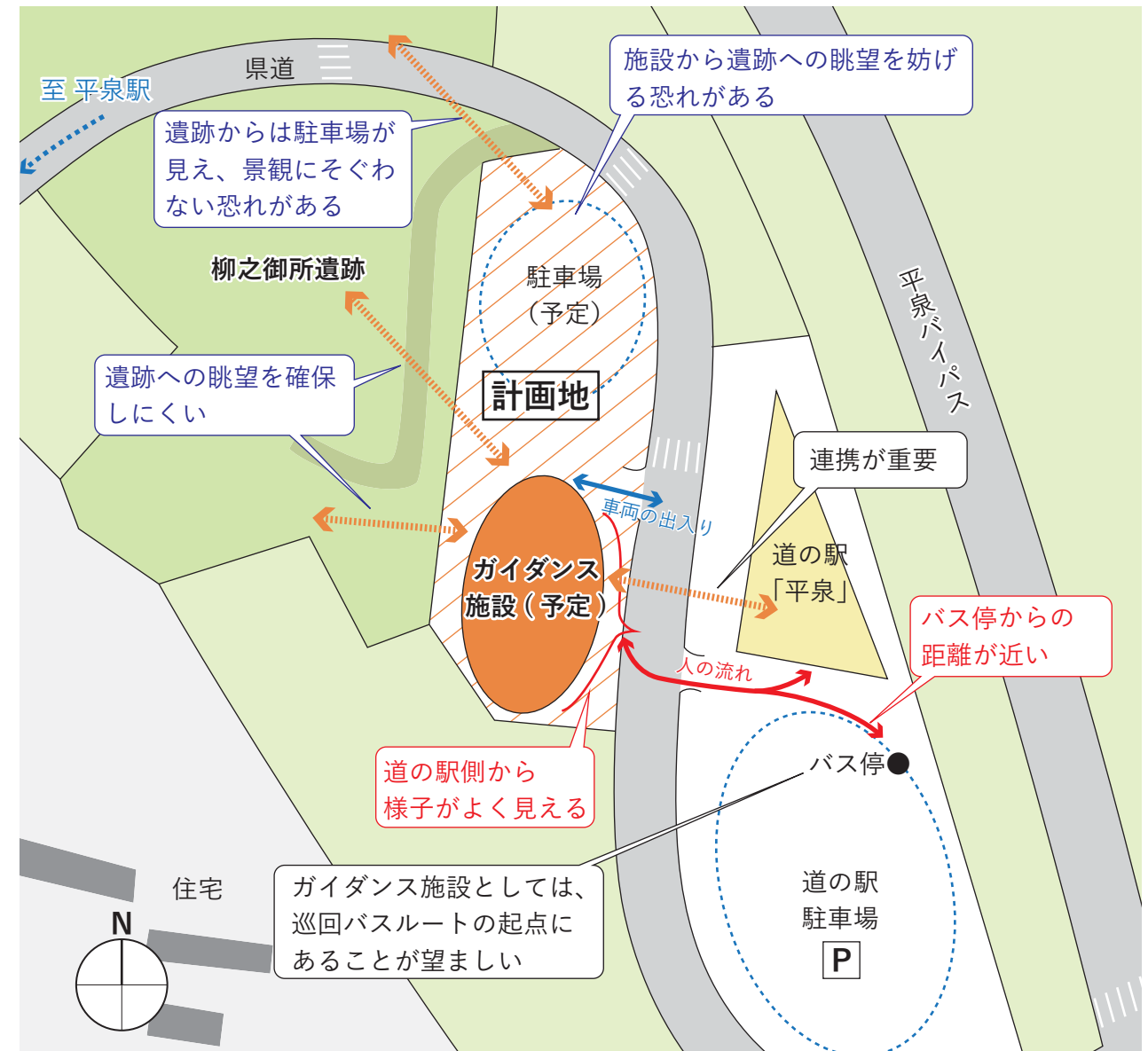
敷地利用の検討にあたり、ガイダンス施設を敷地の北側に設置する場合と南側に設置する場合で比較検討。(メリットを赤字、デメリットを青字、留意すべき事項などを黒字で記載)

【北側に設置する場合】



メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・柳之御所遺跡全体の眺望を確保しやすい。 ・駐車場を南側に配置することで、遺跡への眺望を妨げない。 ・遺跡への距離が近く、アクセスしやすい。 ・遺跡からは、景観に合った建物が見える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「平泉」バス停から若干距離がある。

【南側に設置する場合】



メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「平泉」からの視認性が良い。 ・道の駅「平泉」バス停からの距離が近い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柳之御所遺跡全体の眺望を確保しにくい。 ・駐車場が北側になるので、遺跡への眺望を妨げる恐れがある。 ・遺跡への距離が若干遠くなる。 ・遺跡からは駐車場が見え、景観にそぐわない恐れがある。

これらの検討により、ガイダンス施設は敷地の北側に配置する方向性で検討を行います。

Ⅲ－３ 施設計画の与件整理

(1) 施設計画の概要

ガイダンス施設は、第1章で整理した各機能を展開するために必要な施設面積を確保する必要があります。また、ガイダンス施設では国重要文化財を含む柳之御所遺跡出土品の展示・収蔵を行うことから、指定文化財を良好に管理できる環境を整える必要があります。さらに、世界遺産「平泉」への来訪者は年間100万人前後であり、現在、暫定的に世界遺産「平泉」の世界遺産センターとしての役割を果たしている平泉文化遺産センターには、世界遺産登録後の平成24年度のピーク時に約9万人、直近の平成28年度には約3万5千人が来館した実績がある等、ガイダンス施設には多くの来館者が期待されます。一方、柳之御所遺跡の隣接地への建設であることから、建物が視覚的に与える影響に十分配慮することも求められます。

このことから、各種法令の条件や類似施設の状況等も踏まえて、以下のとおりガイダンス施設の想定面積及び施設計画検討に当たっての基本的な考え方を整理します。

ア 想定面積（延床面積）

2,300 m²程度（今後、基本設計等を策定する過程で詳細に検討し、決定する。）

イ 構造

R C構造（耐火構造）、地上1階一部地下階

(2) 施設デザインの考え方

施設のデザインについては、以下のような考え方をもとに検討を行うものとします。

① デザインの方向性の考え方

施設デザインについては、平泉景観計画に基づいて計画し、歴史景観地区として史跡との景観的調和を図るとともに、2011年世界遺産登録時のイコモス評価（構成資産間の展望の保護及び構成資産の周辺環境の保護は、各構成資産が瞑想のオアシスであるとしても、景観との関係を意味深く明示できる構成資産の能力を保証する上で極めて重要であろう。）も踏まえ、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を目指す。

② 施設構成の考え方

施設は、周辺景観に調和した和風のデザインで構成する。屋根は勾配屋根（入母屋・切り妻・寄せ棟）、軒やケラバを出すことにより、和風の建築デザインを検討する。

③ 建築素材の選定、デザインモチーフについて

建築素材については、基本的に自然素材を活用する。また、色彩計画については、低彩度低明度のものを採用し、建築全体として周辺景観に調和した落ち着いた雰囲気のあるデザインとする。内装材などに、極力県産材を活用することを目指す。

(3) 施設ゾーニングの考え方

施設のゾーニングについては、以下のような考え方をもとに検討を行うものとします。

- 常設展示室や企画展示室等主に来館者が利用するスペースと、収蔵庫や学芸・調査員室等主にスタッフが利用するスペースをそれぞれ集約。来館者動線と資料搬入動線が交わらないよう配慮する。
- 資料搬入口から整理室までをバックヤード動線をつなぎ、企画展示室と常設展示室を近くに配置するなど、展示物の移動を行いやすいようにする。
- 柳之御所史跡公園を展望できるスペースを設け、当時の様子を体感できる仕組みやプログラムを設置・展開することを検討する。景観条例に則り、極力高さが出ないように配慮する。

(4) エリアの構成

ガイダンス施設では必要な機能を踏まえ、以下のようなエリアを設定します。

○ガイダンスエリア

- ・施設の顔となるエリアで、誰もが気軽に訪れることができる開放的な空間。
- ・「平泉の文化遺産」や周辺施設等の魅力を発信するインフォメーションやサポーターの活動スペースを備える。
- ・集合や休憩スペースにも活用可能なフレキシブルな空間。

○展示・情報発信エリア

- ・柳之御所遺跡や平泉の文化遺産を総合的に紹介する空間。
- ・多様な目的の来館者に対応できるよう様々な角度から資料や映像・模型等の演出により訪れた人を平泉の世界に誘う常設展示や企画展示を用意する。
- ・平泉や柳之御所遺跡をもとに多様な切り口・テーマで様々な企画展示を行えるようにする。

○収蔵・保存管理エリア

- ・柳之御所遺跡出土の重要文化財をはじめ、貴重な資料を適切な保存環境で収蔵・保管する空間。

○調査研究・情報集積エリア

- ・柳之御所遺跡や平泉等に関する専門的・総合的な調査・研究を行うスペース。
- ・出土資料を整理するスペースでは一般にも見学できるよう検討を行う。

○体験・学習エリア

- ・来館者が気軽に柳之御所遺跡や平泉に関する体験が可能なスペース。
- ・エントランスホールや屋外と連携し、遺跡への展望も活用しフレキシブルな利用が可能なように配置する。

○管理運営エリア

- ・施設を維持管理するとともに、各種イベント・活動等も積極的に立案・発信するためのスペース。

○共用エリア

- ・各エリアをつなぐ共用部は多目的に利用可能なスペースとして十分な広さの確保に努め、メンテナンス性にも配慮する。

(5) 施設構成

エリア	施設構成				新施設面積設定理由	公開・非公開
	諸室	概要	柳之御所資料館・発掘調査事務所面積(m ²)	新施設面積(m ²)		
ガイダンス	エントランス	「平泉の文化遺産」に関するガイダンスを行うエリア。インフォメーション機能や観光情報コーナー、一般用図書コーナー等も備える。集合・休憩スペースとしても利用。		200～	200 m ² ～ 10%	公開
展示・情報発信	常設展示室	「平泉の文化遺産」と柳之御所遺跡の魅力を実物資料・映像・模型等利用しわかりやすく伝える展示エリア。重文に対応した室内環境を整備する。	280	450～	585 m ² ～ 28%	公開
	企画展示室	定期的に多様なテーマの展示に対応したフレキシブルな空間を設定する。		110～		
	展示準備室	企画展示室の準備を行うエリア。		25～		
収蔵・保存管理	一般収蔵庫	文化財等出土資料を保管するエリア。一部2層式を検討。	30	300～	510 m ² ～ 24%	非公開
	特別収蔵庫	重要文化財等の資料を保管するエリア。金属製品と木製品は別室に保管する。		85～		
	一時保管室	搬入したばかりの資料を一時的に保管するエリア。		25～		
	荷解室・搬入口	トラック等から資料等を積み下ろしするエリア。4tトラックが入る大きさを確保。		100～		
調査研究・情報集積	学芸・調査員室	柳之御所遺跡の発掘調査を中心とした、学芸業務・調査研究を行うエリア。	140	65～	190 m ² ～ 9%	一部公開
	整理室（機材庫含）	出土資料等を整理するエリア。		75～		
	書庫・図面室	「平泉の文化遺産」に関連する学術情報を収集・整理するエリア。来館者にも一部閲覧エリアを公開。		50		
体験・学習	体験学習室	「平泉の文化遺産」に関連するイベントや体験を行うエリア。遺跡と一体感のある場所に設けることが望ましい。	20	75～	185 m ² ～ 9%	公開
	講座室	講座等を開催できるエリア。				
	体験・展望スペース	柳之御所遺跡を俯瞰する展望を活かした体験を行う。		100～		
	サポータースペース	サポーターが準備・活動するエリア。エントランスホールの一部を利用。		10～		
管理運営	事務室	施設職員の常駐エリア。	160	50～	50 m ² ～ 2%	非公開
	会議室	事務室内に会議スペースを設ける。				
共用	トイレ・授乳室	ユニバーサルトイレ等を設置する。	120	50～	380 m ² ～ 18%	公開
	機械室	電気室・空調機械室・ポンプ室等必要なスペースを室内外で設定し設置する。		40～		
	通路・その他	一般来館者及び資料の動線が交錯しないよう十分なスペースを確保する。		290～		
総合計			800 m ²	約 2300 m ²	100%	

*その他駐車スペース

大型バス 3台
普通車 40台程度

(6) 諸室の基本機能

① ガイダンスエリア

● エントランスホール

- ・館の顔として、また多くの来館者を迎える交流空間としてゆったりとしたスペースを確保する。
- ・遺跡を望み自然景観を取り入れた明るく開放的な空間を設定する。
- ・「平泉の文化遺産」や周辺観光案内等のインフォメーション機能や休憩スペース・インフォメーションカウンターを備える。
- ・ミュージアムショップ・一般書籍の閲覧スペースも検討する。
- ・サポーターの活動スペースも用意する。

② 展示・情報発信エリア

● 常設展示室

- ・室内環境は基本的には外光を遮断し天井高は有効で 4,000 mm程度を確保した指定文化財対応の空間を検討する。
- ・電気設備・照明設備は展示資料やメンテナンスに配慮したものとする。
- ・指定文化財等の資料展示に当たっては密閉型のエアタイトケースを基本とする。

● 企画展示室

- ・多様なテーマの展示に対応できるよう可変しやすい展示替え可能な空間とし、可動間仕切りの設置も検討する。
- ・展示は所蔵する指定文化財や借用する貴重な資料が想定されるため、指定文化財等の展示に対応した室内環境が求められる。室内環境は恒温恒湿の環境で単独空調とし、天井高は有効で 4,000 mm程度を確保する。
- ・照明設備・空調設備の設置に当たっては、展示の配置を考慮した設置とする。

● 展示準備室

- ・展示室に隣接して設置するとともに、荷解室・収蔵庫とのスムーズな動線を確保する。

③収蔵・保存管理エリア

●一般収蔵庫

- ・柳之御所遺跡出土の土器等一般資料を収蔵する。
- ・天井高は 5,000 mm程度を確保し、2層式を検討する。その際は移動用のダムウェーター等の設備を設置する。
- ・収蔵棚でのコンテナ等の収容に当たっては地震対策を施したものとする。
- ・室内に作業スペースを用意する。

●特別収蔵庫

- ・柳之御所遺跡出土の重要文化財、特に金属製品・木製品を中心に収蔵するため、それぞれの特質に合った環境を用意する。
- ・基本は二重の床・壁・天井の基本仕様とし、恒温恒湿の環境を整備する。内装は不透湿、断熱パネル下地で高調湿材を検討する。
- ・天井高は 5,000 mm程度を確保する。
- ・消火設備はガス消火を基本とする。
- ・収蔵棚の設置の際は地震対策を施すものとする。

●一時保管室

- ・外部からの資料等を館内の環境に整えるスペース。

●荷解室・搬入口

- ・梱包・荷解きのためのスペース。搬入スペースは 4 tトラックが進入可能なトラックヤードを確保し、シャッターを設置する。

④調査研究・情報集積エリア

●学芸・調査員室

- ・学芸員・調査員の作業スペースとして、作業机・PC電源・LAN配線・書架等を備える。

●整理室

- ・出土資料を整理するスペースで、発掘調査の機材の収納庫も用意する。
- ・出土資料の作業に合わせ、水洗いスペース・大型作業台等を用意する。
- ・通路等から作業の様子を見学できるよう検討する。

●書庫・図面室

- ・発掘調査報告書や関連書籍・専門書籍等をはじめ図面等を収納する。
- ・多くの収納量を確保するため、移動式書架を配置する。また作業台を用意する。

⑤体験・学習エリア

●体験学習室

- ・様々な体験学習に対応可能なスペースとする。(講座室と兼用)
- ・水利用を想定した設備を用意する。
- ・柳之御所遺跡への展望の活用及び半屋外での体験学習を想定した配置を検討する。

●講座室

- ・講座や講演会その他多様な用途に利用できるスペースとして1クラス(40人程度)に対応する。(体験学習室と兼用)
- ・入り口は可動式にし、外部と一体的に利用できるよう検討する。
- ・メモ台付きチェア・ホワイトボード・スクリーン・プロジェクター・音響設備・PC電源・LAN配線等を備える。

●体験・展望スペース

- ・柳之御所遺跡を展望できるスペースを設置する。
- ・平泉館の往時の姿や行き交う人々を見られる仕組みを設けるなど、展示スペースとしても活用する。
- ・柳之御所遺跡への展望の活用及び屋外の出入りを検討する場合は、室内環境の維持等に十分配慮する。

●サポータースペース

- ・サポーターがエントランスホールの一部を利用し準備・活動するスペース。
- ・可動式のパーテーション等で間仕切るとともに、作業テーブル等を用意する。

⑥管理運営エリア

●事務室

- ・施設管理・利用者サービス等のための事務スペース。
- ・施設全体の管理をはじめ、デスク・PC電源・LAN配線等必要な人員分を用意する。

●会議室

- ・事務室内に間仕切りにより会議等を行えるスペースを確保する。

⑦共用

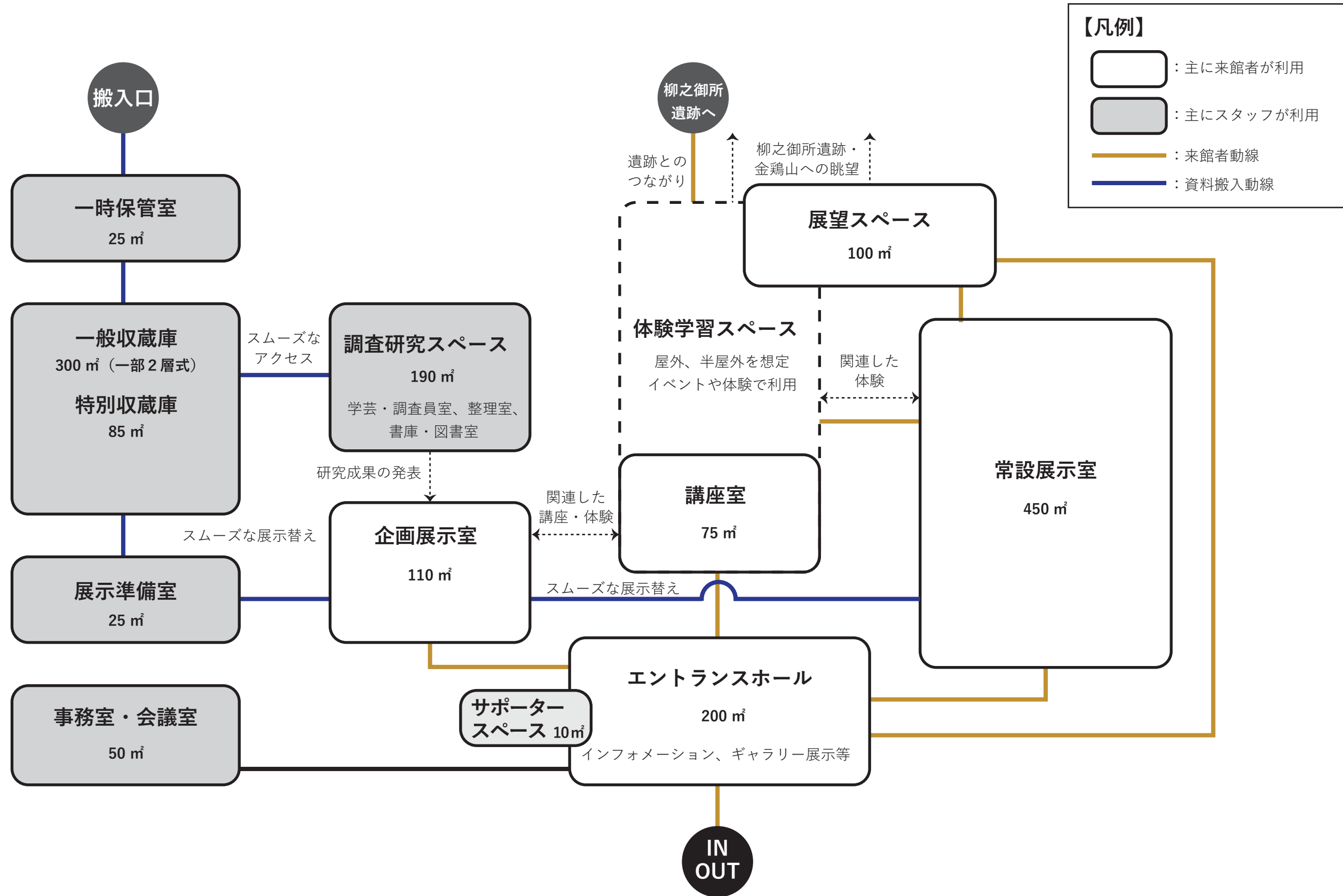
●トイレ・授乳室

●機械室

- ・電気室・空調機械室・ポンペ等消火設備室は、施設の規模等に合わせ必要な面積を確保する。
- ・特に室内に水漏れが無いよう配慮する。

(7) 諸室連関図

諸室の機能的な関係性と、来館者動線・資料搬入動線を記載。
面積は仮設定したもので、今後の検討事項となる。

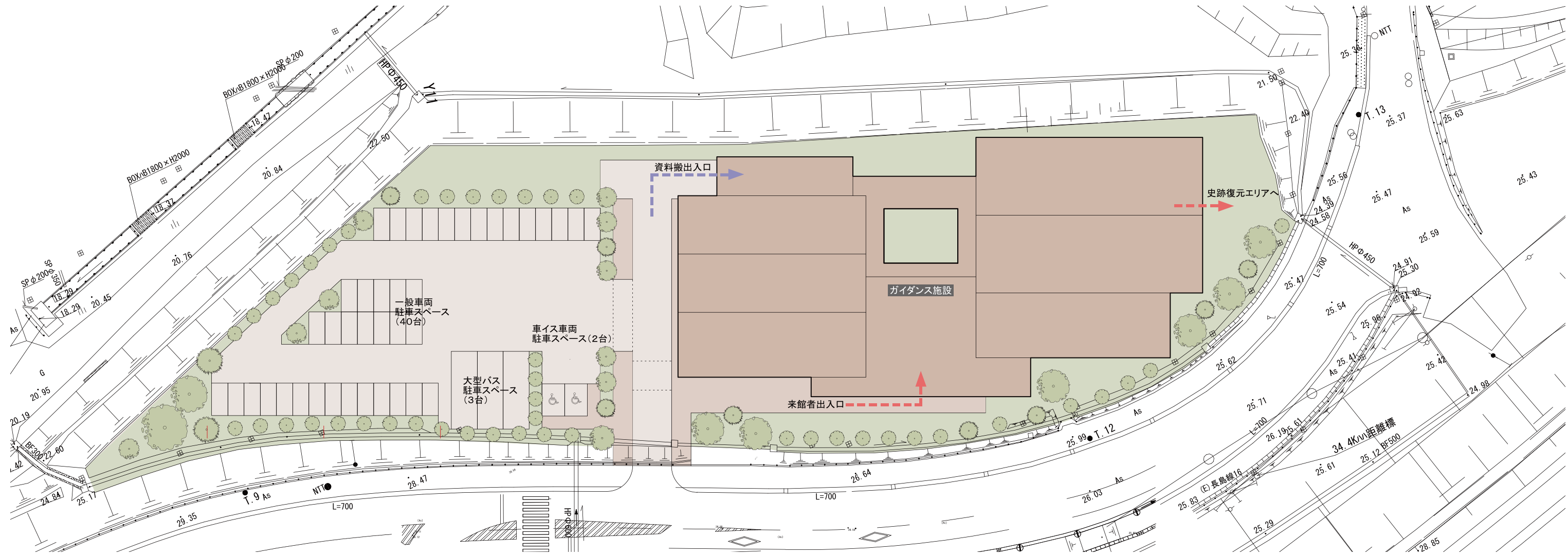


III-4 建物の配置 (イメージ)

施設配置案

【概要】

- ・計画地の北側にガイダンス施設を配置
 - ・南側には40台程度の一般車両駐車場を配置し、大型バス3台の駐車スペースも想定
 - ・柳之御所遺跡を望む展望室を想定(景観条例に則り、極力高さが出ないように配慮)
 - ・1階に展示・研究・保存機能を持つ諸室を集めた構成でアクセスのしやすさを考慮し、来館者動線と資料搬入動線は交わらないよう配慮
- ・道路側からのメイン来館者出入口のほかに、柳之御所遺跡へアクセスしやすい出入口を設ける
 - ・また資料搬出入口はガイダンス施設の奥側に設け、整理・収蔵しやすい動線を考慮する
 - ・光庭(中庭)を設け、エントランスを明るく開放的に設計



Ⅲ－５ 収蔵計画

(1) 現在の出土資料の収蔵状況

柳之御所遺跡出土資料は現在以下のように、柳之御所資料館展示室・平泉遺跡群調査事務所・岩手県立博物館に収蔵・保管されています。

① 収蔵資料

出土資料総量…コンテナ（370mm×460mm×300mm）1,600 箱分 ※目録不掲載分を含む

うち重要文化財指定出土資料 942 点 ※約半数は岩手県立博物館にて保管

(内訳) 土器・陶器・磁器・土製品	411 点
木製品	400 点
木簡	38 点
漆器	19 点
石製品	32 点
金属製品	39 点
その他	3 点

② 展示・収蔵状況

岩手県の所蔵する出土資料は現在、柳之御所資料館展示室、平泉遺跡群調査事務所、別館倉庫、岩手県立博物館の4か所で展示又は保管がなされている。なお、柳之御所遺跡出土資料のうち、平泉町が所蔵するものは、平泉文化遺産センターに保管されている。



平泉遺跡群調査事務所



図書室・遺物庫



一時整理作業室



物品庫



写真室

別館収蔵室



収蔵室



収蔵室

平泉文化遺産センター



倉庫



収蔵室



収蔵室



収蔵箱

(2) 収蔵計画の基本的な考え方

柳之御所遺跡出土資料の内現在 942 点が重要文化財に指定されており、今後発掘調査の進展によりさらに増加することが予想されます。

ガイダンス施設で計画している収蔵庫には一般収蔵庫・特別収蔵庫がありますが、特別収蔵庫の計画については特に貴重な資料を収蔵・保管することから、以下の方針のもと整備するものとします。

①ゾーニング・動線計画

- ・建物内では収蔵庫への資料動線と一般動線が交錯しないよう極力配慮する。

②収蔵庫の基本内装

- ・収蔵資料を保管する収蔵庫の床壁天井の内装については、資料の保存に良好な安定した温湿度環境を確保するため、気密性・調湿性に配慮した仕様とする。
- ・基本的には二重壁とし、独立した空調又は換気設備を用意する。
- ・特に木製品・金属製品等貴重な資料を保管予定の特別収蔵庫については、それぞれの保管状況の特質を踏まえより性能の優れた仕様の検討を行うものとする。
- ・収蔵庫の内装に用いる材料は、有機酸等の有毒ガス発生が少ないものを使用する。
- ・床材については、掃除のしやすさ、虫の発見のしやすさ等も考慮した仕様とする。

③収蔵庫扉

- ・収蔵庫の扉は、耐火性・防犯性・断熱性・気密性に優れた扉の設置を検討する。
- ・資料の搬出入を考慮した間口を設定する。

④収蔵庫の床荷重

- ・床の積載荷重は、800 kg/m²を基本として検討する。

⑤空調設備

- ・収蔵資料に対し適切な保存環境を確保できる温湿度管理の空調を行う。
- ・空調の吹き出し・吸い込み位置については、収蔵棚の配置を踏まえた位置へ調整を行う。

⑥電気設備

- ・照明は無紫外線灯を使用し、資料の直上を避け防護ネット付き器具等配慮した配置を検討する。
- ・またメンテナンス時に適正な照度を確保し、収蔵庫内で部分点灯が可能な仕様を検討する。

⑦消防設備

- ・資料の保護のため、ガス消火等適正な消火設備の検討を行う。

⑧防犯設備

- ・防犯区画の形成を明確にし、施設全体で有人及び機械監視による防犯システムの導入を検討する。

⑨収蔵棚

- ・収蔵棚の計画に当たっては、収蔵資料の特性を十分踏まえ、出し入れのしやすさ、安全性を十分考慮した仕様とする。
- ・収蔵棚に用いる仕様が木材の際は、有機酸等の有害ガスの発生が極力少ないものを使用する。
- ・カビの抑制や清掃・点検など I P M管理(Integrated Pest Management 総合的病害虫管理)がしやすい収蔵棚の仕様と収蔵庫内の空気循環を妨げないレイアウトとする。

IV 展示計画

IV-1 展示の基本方針

世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の 価値や全体像を誰もが理解・実感できる総合展示

建設予定地に隣接し、奥州藤原氏が居住した平泉館の遺跡とされる柳之御所遺跡を、「平泉の文化遺産」全体を理解するための起点として捉え、以下の方針のもと展示の検討を行います。

1. 世界遺産の舞台である平泉全体・現地のフィールドに誘う展示

展示室内にとどまらず、共用部も含めた施設全体の展示を通じて、世界遺産を含む「平泉の文化遺産」へと来館者を誘います。

2. 世界遺産を含む「平泉の文化遺産」を、誰もが身近に感じられる展示

幅広い層の来館者が「平泉の文化遺産」の価値を知り、世界遺産条約の精神に触れることのできる展示を検討します。

3. 地下に眠る柳之御所遺跡や当時の平泉の姿を体感できる展示

奥州藤原氏の政治行政上の拠点としての繁栄の様子を、現代の人々が体感・実感できるような演出を行います。

4. 収蔵する実物資料を最大限活用するとともに、新たな研究・調査の成果を活かし平泉全体の実像に迫る展示

重要文化財を含む柳之御所遺跡の出土資料を最大限活用し、その価値と遺跡の歴史的意義を伝えます。

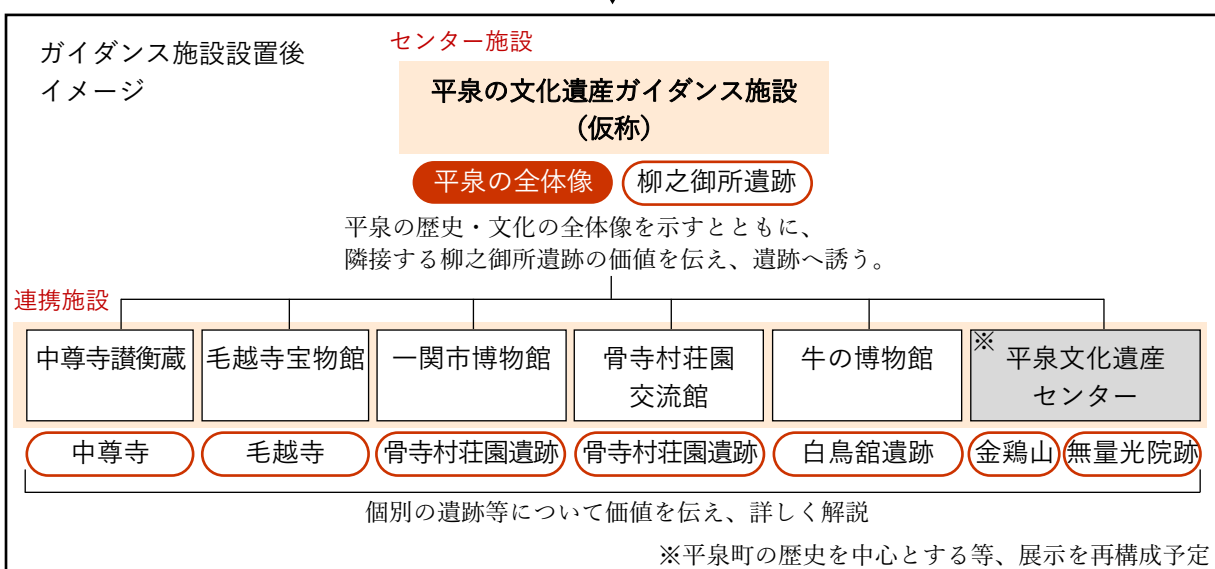
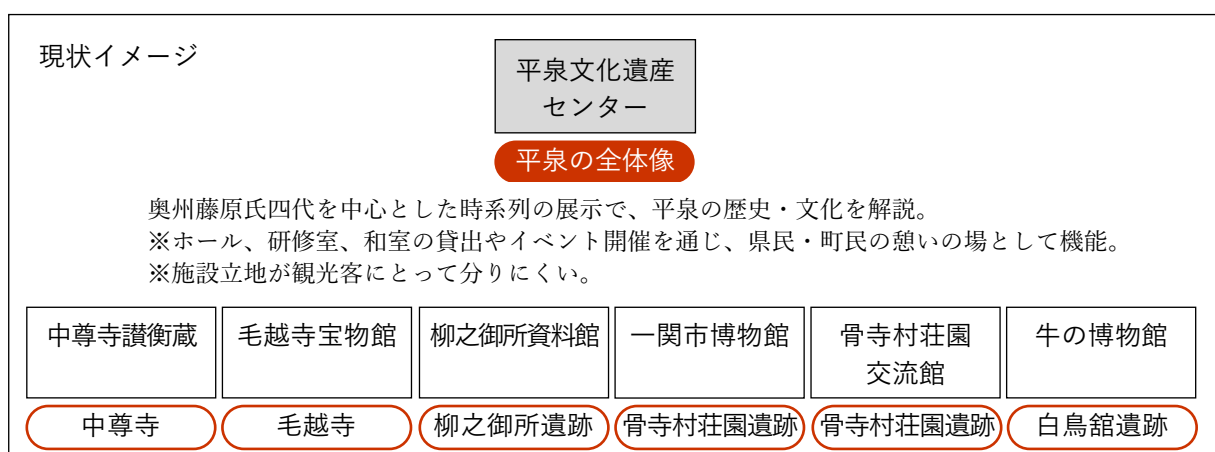
5. 常に新しいテーマや資料に触れられ、繰り返し訪れたくなる展示

新たな研究・調査の成果が随時反映され、訪れるたびに「平泉の文化遺産」の新たな一面を知ることができる、展示構成とします。

IV-2 展示における関連施設との役割分担

「平泉の文化遺産」のセンター施設として、 平泉の歴史・文化の全体像を示すとともに、 柳之御所遺跡の価値を伝える役割を担う

「平泉の文化遺産」が所在する平泉町、奥州市、一関市には、各資産を紹介する施設が既に存在しています。それを踏まえ、ガイドンス施設は「平泉の文化遺産」の中心拠点（センター施設）として、平泉の歴史・文化の全体像を示します。あわせて、現在柳之御所資料館が担っている、柳之御所遺跡を紹介する役割もガイドンス施設に統合します。「平泉の文化遺産」を構成する個別の遺産等の価値を伝えている、2市1町内の各施設（連携施設）の施設と役割を分担し、また連携を図りながら、相乗効果を生み、「平泉の文化遺産」全体の魅力を向上させることを目指します。



IV-3 展示の構成

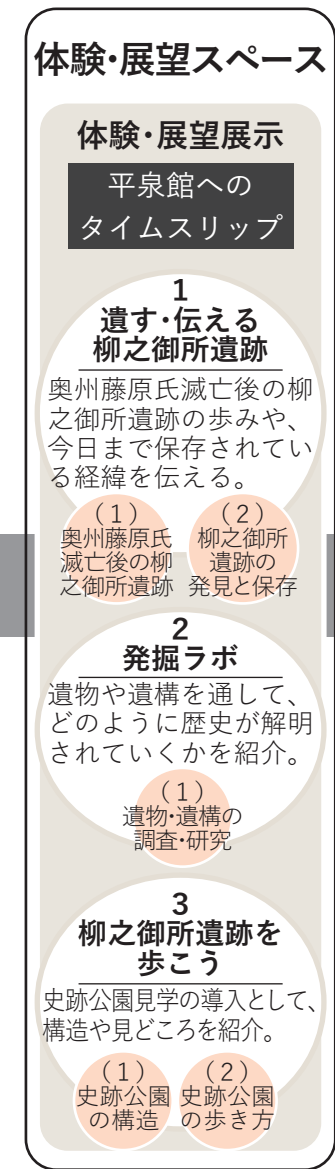
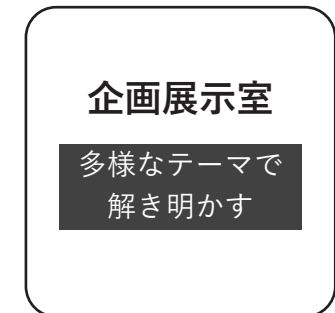
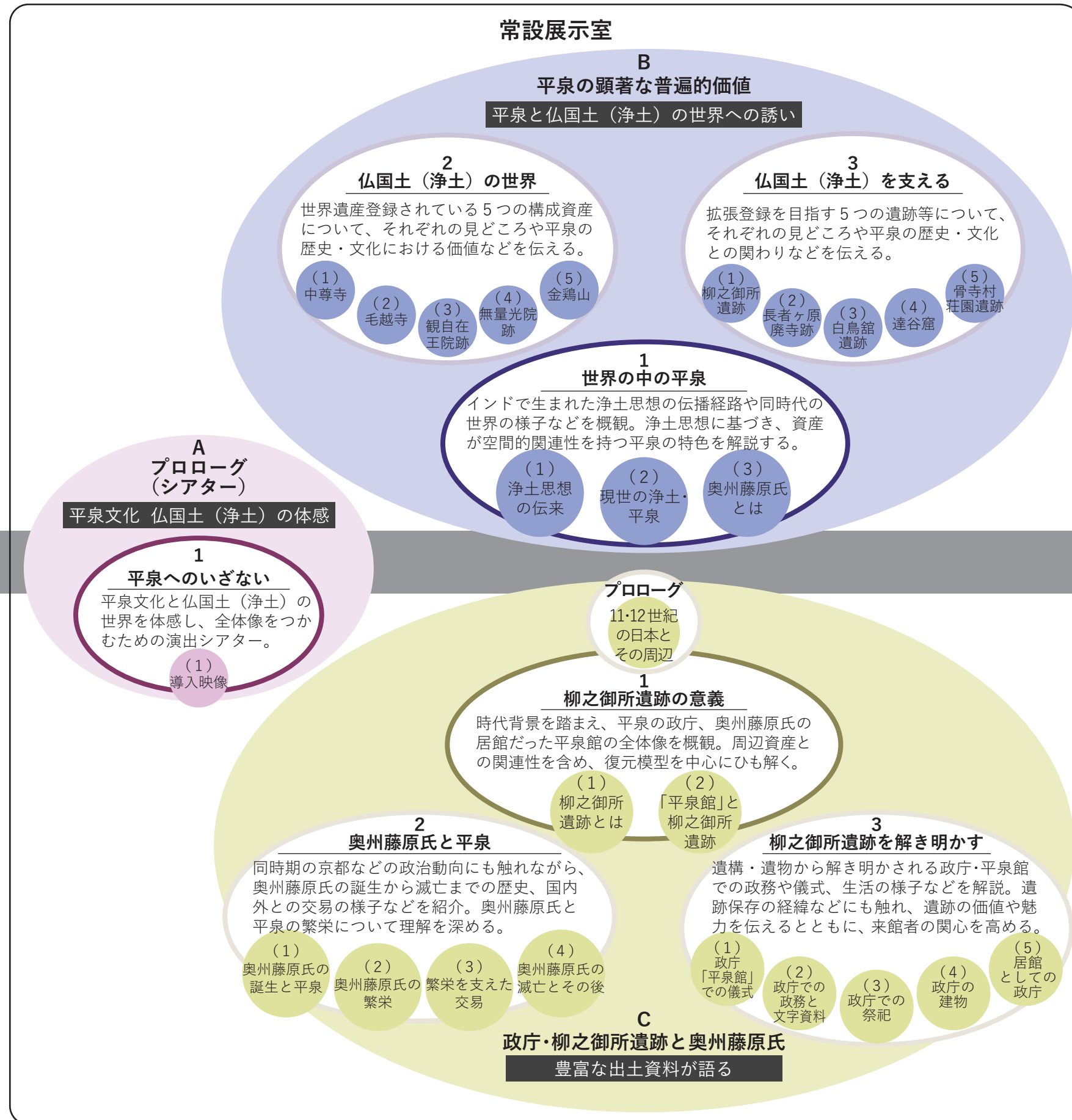
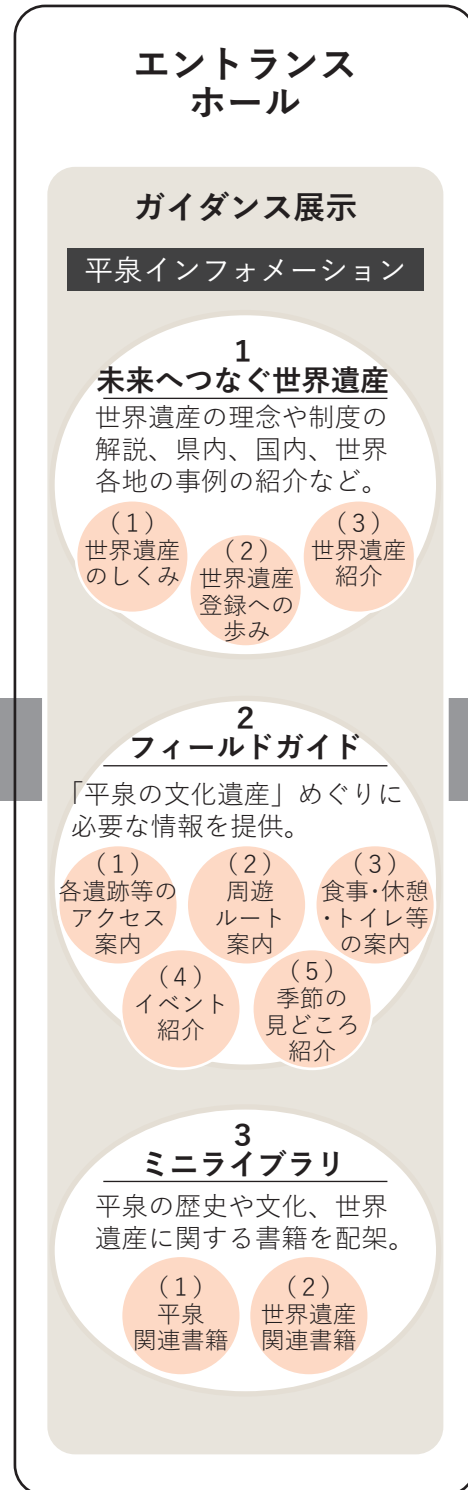
展示室内だけでなく、ガイダンス施設全体を展示の場として位置付け、ガイダンス展示、常設展示、企画展示、展望展示、ポケット展示などによって構成します。

<p>ガイダンス展示</p> <p>ー平泉インフォメーションー</p> <p>平泉に訪れた実感を与え、展示への期待感を高めるとともに、文化遺産めぐりに必要な情報を提供するガイダンス展示を、エントランスにおいて展開します。</p>	<p>1. 未来へつなぐ世界遺産</p> <p>【ねらい】 平泉訪問をきっかけにして、世界遺産への興味関心を高める。</p> <p>2. フィールドガイド</p> <p>【ねらい】 「平泉の文化遺産」めぐりに必要な情報を提供し、館内での体験だけでなく旅全体の満足感を高める。</p> <p>3. ミニライブラリ</p> <p>【ねらい】 平泉の歴史や文化、世界遺産について気軽に興味を広げたり深めたりできるようにする。</p>
<p>常設展示</p> <p>常設展示は、プロローグ（シアター）、世界遺産ガイダンス、柳之御所遺跡ガイダンスによって構成します。幅広い興味関心を持つ来館者に対応できるよう、ガイダンスコースとじっくりコースの設定などにより、メリハリをつけた構成とします。</p>	<p>A プロローグ（シアター）「平泉へのいざない」</p> <p>ー平泉文化 仏国土（浄土）の体感ー</p> <p>【ねらい】 平泉の歴史・文化と仏国土（浄土）の世界の体感を促し、期待感を高める。</p> <p>【概要】 ・奥州藤原氏が平泉に築いた仏国土（浄土）の世界観を体感する、空間をダイナミックに使った導入映像</p> <p>B 世界遺産ガイダンス「平泉の顕著な普遍的価値」</p> <p>ー平泉と仏国土（浄土）の世界への誘いー</p> <p>【ねらい】 「平泉の文化遺産」の価値を、国際的な視点を含めて分かりやすく伝え、興味関心を高める。</p> <p>【概要】 ・「平泉の文化遺産」の価値、構成資産の概要とそれぞれの関連性 ・世界遺産条約の理念、「平泉の文化遺産」の価値を継承する方法と必要性 ・「平泉の文化遺産」の構成資産と地域社会との関わり</p>

<p>常設展示</p>	<p>C 柳之御所遺跡ガイダンス「政庁・柳之御所遺跡と奥州藤原氏」 —豊富な出土資料が語る—</p> <p>【ねらい】 政庁・柳之御所遺跡の価値を伝えて実感を促し、史跡公園へ誘導する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政庁としての機能と様相に着目して、柳之御所遺跡の概要と性格、「平泉の文化遺産」における位置付けを紹介 ・「平泉館」の復元、変遷の解説 ・「平泉館」を政庁・居館とした奥州藤原氏の歴史 ・「平泉館」で行われた政務や儀式、生活の様子を紹介 ・柳之御所遺跡出土資料の実物展示（一部は入れ替え可能な形態を検討する） ・柳之御所遺跡の見どころの紹介
<p>企画展示</p> <p>—多様なテーマで解き明かす—</p>	<p>最新の発掘調査や研究の成果の紹介、他機関の所蔵資料を借用した特別展示など、短期間の企画展示を開催。通常時は常設展示の拡張スペースとして利用し、入れ替えが必要な資料などの展示を行い、展示内容を変化させ、常に新鮮な魅力を発信します。</p>
<p>体験・展望展示</p> <p>—平泉館へのタイムスリッパ—</p>	<p>史跡公園の導入として、柳之御所遺跡を望む場所に展望展示を設け、遺跡の構造や見どころなどを紹介。あわせて、柳之御所遺跡の今日まで保存されている経緯や、遺物や遺構からどのように歴史が解明されるかを伝えます。</p>
<p>ポケット展示</p> <p>—平泉の今を発信—</p>	<p>エントランスホールにも展示を散りばめる等、施設全体で平泉の歴史・文化に触れられる場を提供します。</p>

IV-4 展示の概要

(1) 全体ストーリー



遺跡へ

(2) 展示の概要

① ガイダンス展示—平泉インフォメーション—

1. 未来へつなぐ世界遺産

【ねらい】

平泉訪問をきっかけとして、世界遺産への興味関心を高める。

【概要】

- ・世界遺産のしくみ（理念や制度、人類共通の遺産を継承する精神）
- ・世界遺産登録への歩み（世界遺産登録へ向けて国や地域が行ってきた取組を紹介）
- ・世界遺産保存の取組（史跡指定や保存管理計画の策定、景観条例の制定等の取組を紹介）
- ・県内の世界遺産紹介（「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」）
- ・関連する世界遺産紹介（アンコール遺跡群やシルクロードなど仏教関連の世界遺産の紹介）

2. フィールドガイド

【ねらい】

「平泉の文化遺産」めぐりに必要な情報を提供し、館内での体験だけでなく旅全体の満足感を高める。

【概要】

- ・「平泉の文化遺産」を構成する各遺跡等のアクセス案内
- ・所要時間・交通手段別の周遊ルート案内
- ・食事、休憩、トイレなどの案内
- ・地域で開催中されているイベント紹介
- ・花や紅葉などの季節の見どころ紹介

3. ミニライブラリ

【ねらい】

平泉の歴史や文化、世界遺産について気軽に興味を広げたり深めたりできるようにする。

【概要】

- ・平泉の歴史・文化に関する書籍
- ・世界遺産に関する書籍

②常設展示

A プロローグ（シアター）—平泉文化 仏国土（浄土）の体感—

1 平泉へのいざない

【ねらい】

多くが遺跡として地下に埋蔵され、現在は目にすることができない「平泉の文化遺産」について、来館者を包み込むような映像によって浄土の世界観の実感を促し、展示の見学や文化遺産めぐりへの興味を喚起する。

【概要】 ※実写+CG、5分程度

- ・浄土とは何か
- ・日本における浄土思想の特徴（現世浄土）
- ・中尊寺の当時の姿
- ・毛越寺・観自在王院の当時の姿
- ・無量光院の当時の姿

B 平泉の顕著な普遍的価値—平泉と仏国土（浄土）の世界への誘い—

大項目	小項目
<p>1 世界の中の平泉</p> <p>【ねらい】</p> <p>インドで生まれた浄土思想の伝播経路や同時代の世界の様子などを概観。浄土思想に基づき、資産が空間的関連性を持つ平泉の特色を解説する。</p>	<p>(1) 浄土思想の伝来</p> <p>【ねらい】</p> <p>インドから中国・朝鮮半島を經由して日本に伝播した仏教、特に浄土思想が、在来の自然崇拜思想と融合して独特の発展を遂げ、それを反映した平泉の庭園及び寺院の作庭技術や仏堂建築は世界にも類を見ない独自のものとなったことを伝える。</p> <p>【概要】</p> <p>2～5分程度の概説映像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仏教、浄土思想の伝播 ・ 日本の浄土庭園の特徴（自然曲線の池、西方の山） ・ 平泉の庭園・建築の特徴（自然景観との融合） <p>(2) 現世の浄土・平泉</p> <p>【ねらい】</p> <p>世界遺産として評価された平泉の価値を理解する上での見どころや、各資産の関連性を伝える。</p> <p>【概要】</p> <p>地形ジオラマを生かした映像を俯瞰し、「平泉の文化遺産」の成り立ちと空間的関連性（真実性、完全性）を視覚的に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川交通の要衝地に居館が形成される（柳之御所遺跡） ・ 奥大道が通る関山山頂を中心に伽藍が営まれ、居館と正対した位置に阿弥陀堂が建立される（中尊寺金色堂） ・ 居館と寺院は道路跡で結ばれる ・ 金鷄山に経塚が形成される ・ 居館が再編され、金鷄山の真東に中心建物や付属の園池が設置される ・ 居館の園池には橋が設けられ、金鷄山方向が意識される ・ 金鷄山の真南に毛越寺と観自在王院が建立される ・ 金鷄山と一体化した庭園、阿弥陀堂を有する無量光院が建立される ・ 居館と無量光院は一体性をもって配置、機能するなど

大項目	小項目
<p>1 世界の中の平泉</p>	<p>(3) 奥州藤原氏とは</p> <p>【ねらい】 平泉に仏国土（浄土）を築いた奥州藤原氏とはどのような一族なのか、概説する（詳細はC-2で解説）。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥羽の豪族であった安倍・清原両氏と中央貴族の藤原氏の血を引く藤原清衡にはじまり、基衡、秀衡、泰衡と続く ・現世の仏国土として築いた平泉を拠点として、奥羽を支配 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>2 仏国土（浄土）の世界 （世界遺産登録資産）</p> <p>【ねらい】 世界遺産登録されている5つの構成資産について、それぞれの見どころや平泉の歴史・文化における価値などを伝える。</p>	<p>(1) 中尊寺</p> <p>【概要】 初代清衡建立、三代が眠る金色堂、など</p> <p>(2) 毛越寺</p> <p>【概要】 2代基衡建立、法勝寺を模す、今も続く延年の舞、など</p> <p>(3) 観自在王院跡</p> <p>【概要】 2代基衡夫人建立、阿弥陀堂や浄土庭園、など</p> <p>(4) 無量光院跡</p> <p>【概要】 3代秀衡建立、平等院を凌駕、永福寺に影響、など</p> <p>(5) 金鷄山</p> <p>【概要】 山頂に経塚、空間設計の基準、信仰の山、など</p>

大項目	小項目
<p>3 仏国土（浄土）を支える （拡張登録をめざす遺跡等）</p> <p>【ねらい】 拡張登録を目指す5つの遺跡等について、それぞれの見どころや平泉の歴史・文化との関わりなどを伝える。</p>	<p>(1) 柳之御所遺跡</p> <p>【概要】 政庁・居館「平泉館」、大量の遺構・遺物、など</p>
	<p>(2) 長者ヶ原廃寺跡</p> <p>【概要】 安倍氏時代の寺院跡、平泉文化の背景、など</p>
	<p>(3) 白鳥館遺跡</p> <p>【概要】 平泉の繁栄を支えた北上川の河川交通、など</p>
	<p>(4) 達谷窟</p> <p>【概要】 坂上田村麻呂建立、奥大道沿いの交通の要衝、など</p>
	<p>(5) 骨寺村荘園遺跡</p> <p>【概要】 中尊寺の荘園、今に残る中世農村景観、など</p>

C 政庁・柳之御所遺跡と奥州藤原氏—豊富な出土資料が語る—

大項目	小項目
<p>1 プロローグ</p> <p>【ねらい】</p> <p>奥州藤原氏や平泉に関する理解を助けるため、背景となる当時の日本列島周辺の様相を伝える。</p>	<p>(1) 11・12世紀の日本とその周辺</p> <p>【概要】</p> <p>日本列島周辺地図や年表などのグラフィックを中心に、当時の時代背景について解説する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宋の建国、沖縄や北海道との関係 ・白河上皇による院政の開始 ・末法思想と浄土思想の流行 ・武士の台頭、保元・平治の乱勃発 ・源氏・平氏による治承・寿永内乱 など
<p>1 柳之御所遺跡の意義</p> <p>【ねらい】</p> <p>時代背景を踏まえ、平泉の政庁、奥州藤原氏の居館だった平泉館の全体像を概観。周辺資産との関連性を含め、復元模型を中心にひも解く。</p> <div data-bbox="245 1279 627 1541" data-label="Image"> </div> <p>柳之御所遺跡出土資料</p> <div data-bbox="296 1588 571 1935" data-label="Image"> </div> <p>柳之御所遺跡出土資料</p>	<p>(1) 柳之御所遺跡とは</p> <p>【ねらい】</p> <p>コーナーの冒頭として、柳之御所遺跡とはどのような遺跡なのか概要を紹介するとともに、「平泉館」を起点として仏国土（浄土）を具現化した都市「平泉」が形成されていることを伝える。</p> <p>【概要】</p> <p>柳之御所遺跡について、政庁としての機能を中心に概要を紹介。12世紀の平泉遺跡群の中でも遺構・遺物がすば抜けて多く、高価な中国産の陶磁器や国産の陶器、宴会用のかわらけなどが発見され、奥州藤原氏の文化と経済力の高さをうかがわせる貴重な遺跡であることを、グラフィックなどで伝える。</p> <p>また、奥州藤原氏100年の変遷を柳之御所遺跡と金色堂、金鶏山、無量光院跡などとの関係から紹介することで、仏国土（浄土）の形成に柳之御所遺跡が果たした役割を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量のかわらけや国産陶器など、指定品以外の資料による展示 <p>など</p>

大項目	小項目
<p>1 柳之御所遺跡の意義</p>  <p>復元画像</p>	<p>(2) 「平泉館」と柳之御所遺跡</p> <p>【ねらい】 奥州藤原氏の政庁であり、住居でもあった平泉館の当時の姿を概観し、その繁栄の様子を見ることを通して、柳之御所遺跡への興味・関心を高める。</p> <p>【概要】 1160 年前後（史跡公園の整備対象時期）の様子を模型によって復元し、建物や広場、池などが作られて政庁として機能していた平泉館の当時の姿を俯瞰する。デジタル手法を用いて、建物内で儀式が行われる様子や、人が道路を歩く様子、井戸から水をくみ上げる様子などを見ることができるようにする。また、平泉館の時期による変遷を見られるしくみなども検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡内復元画像 ・『吾妻鏡』該当部分の映像など
<p>2 奥州藤原氏と平泉</p> <p>【ねらい】 同時期の京都などの政治動向にも触れながら、奥州藤原氏の誕生から滅亡までの歴史やその勢力範囲、国内外との交易の様子などを紹介。奥州藤原氏と平泉の繁栄について理解を深める。</p>  <p>復元画像</p>	<p>(1) 奥州藤原氏の誕生と平泉</p> <p>【ねらい】 当時の時代背景とともに、奥州藤原氏がどのように誕生・台頭し、彼らがなぜ平泉に仏国土（浄土）を築こうとしたのかを伝える。</p> <p>【概要】 前九年合戦絵巻（国立歴史民俗博物館）、後三年合戦絵巻（岩手県立博物館、中尊寺）、中尊寺供養願文（中尊寺）をグラフィックなどで紹介しながら、奥州藤原氏誕生以前から清衡の時代までの歴史をひもとく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中尊寺供養願文 など <p>(2) 奥州藤原氏の繁栄</p> <p>【ねらい】 奥州藤原氏がどれほど繁栄し、その源となった富をどのように得ていたのかを伝える。</p> <p>【概要】 基衡による毛越寺建立、秀衡による無量光院建立など、都市平泉が徐々に発展を遂げた様子や支配領域の拡大と、奥州藤原氏が広範なネットワークを通じて交易を行い繁栄したことを、東北地方の関連遺跡や交易品、交易ルートを紹介などを通じて紹介する。</p>

大項目	小項目
<p data-bbox="252 353 568 389">2 奥州藤原氏と平泉</p>  <p data-bbox="501 719 622 750">輸入陶器</p>  <p data-bbox="501 1068 622 1099">国産陶器</p>  <p data-bbox="354 1424 606 1456">木簡 (カエル板絵)</p>	<p data-bbox="679 353 986 389">(3) 繁栄を支えた交易</p> <p data-bbox="692 396 810 427">【ねらい】</p> <p data-bbox="692 434 1362 548">奥州藤原氏が奥羽を支配するだけでなく、北方や南方、大陸とも通じる交易のネットワークを持っていたことが分かることを伝える。</p> <p data-bbox="692 595 782 627">【概要】</p> <p data-bbox="692 633 1362 705">交易品とそのルートを、デジタルマップなどを用いて解説する。</p> <ul data-bbox="692 712 1362 1025" style="list-style-type: none"> ・柳之御所遺跡の出土資料（例：中国産陶磁器、朝鮮半島産磁器） ・宋から輸入した経典等（例：宋版一切経） ・平泉に残るもの（例：中尊寺金色堂の螺鈿の材料ヤコウガイ） ・他地域で出土したもの（例：北海道厚真町出土の国産陶器） ・記録に見えるもの（例：鷺の羽やアザラシの皮） <p data-bbox="679 1043 1104 1079">(4) 奥州藤原氏の滅亡とその後</p> <p data-bbox="692 1086 810 1122">【ねらい】</p> <p data-bbox="692 1128 1362 1243">奥州藤原氏がなぜ滅ぼされたのか、その後の平泉がどのような運命をたどったのかなど、歴史的経緯を伝える。</p> <p data-bbox="692 1301 782 1337">【概要】</p> <p data-bbox="692 1344 1362 1547">日本列島における奥州藤原氏の立場が治承・寿永内乱の前後で変化したこと、源頼朝から逃れて奥州に訪れた源義経をかくまい、奥州合戦において滅ぼされたことなどを解説。鎌倉に与えた影響などについても紹介する。</p>

大項目	小項目
<p>3 柳之御所遺跡を 解き明かす</p> <p>【ねらい】 遺構・遺物から解き明かされる政庁「平泉館」での政務や儀式、生活の様子などを解説。遺跡保存の経緯などにも触れ、遺跡の価値や魅力を伝えるとともに、来館者の関心を高める。</p>  <p>かわらけ</p>  <p>折敷・箸などの木製品</p>  <p>墨書資料</p>  <p>銅印（磐前村印）</p>	<p>(1) 政庁「平泉館」での儀式</p> <p>【ねらい】 政庁であることが柳之御所遺跡出土資料などからどのように分かるのか、実際の資料に基づきながら紹介する。 銅印や膨大な量のかわらけ、四面庇建物跡など、出土遺物・遺構から政務や宴会儀礼が行われていた場所と分かることを紹介し、奥州藤原氏の政治の拠点としての平泉館の価値を伝える。 土器類の出土から宴会儀礼などが想定でき、時代背景を含め、ここが政庁として機能したと考えられることを伝える。</p> <p>【概要】 実物資料展示を中心とし、それぞれの資料がどのように使われていたか（政務・儀式の様子）をイラストや映像などで表現する。</p> <p>【主な資料】 宴会儀礼に用いられた大量のかわらけや輸入陶磁器類などの道具を展示し、政庁平泉館での儀礼を紹介する。 ・かわらけ ・国産輸入の陶磁器類 ・折敷や箸などの木製品類</p> <p>(2) 政庁での政務と文字資料</p> <p>【ねらい】 柳之御所遺跡出土資料のうち、出土文字資料を中心に政務に関連する資料などを展示し、実際の政務や政庁の様子を伝える。</p> <p>【概要】 柳之御所遺跡の政庁としての機能を、実際の政務の面から紹介する。展示替え可能な実物資料を中心に展示する。</p> <p>【主な資料】 ・文字資料（「人々給絹日記」） ・題せん軸（「馬」「日記」） ・銅印</p>

大項目	小項目
<p data-bbox="252 360 533 450">3 柳之御所遺跡を 解き明かす</p>  <p data-bbox="549 757 624 786">祭祀具</p>  <p data-bbox="571 1050 624 1079">瓦類</p>  <p data-bbox="523 1341 624 1370">建築部材</p>	<p data-bbox="679 349 927 383">(3) 政庁での祭祀</p> <p data-bbox="692 398 810 432">【ねらい】</p> <p data-bbox="692 450 1378 566">柳之御所遺跡出土資料のうち、祭祀関連資料を中心に政務に関連する資料などを展示し、実際にどのような祭祀が行われていたかを伝える。</p> <p data-bbox="692 618 783 651">【概要】</p> <p data-bbox="692 667 1378 784">柳之御所遺跡の祭祀関連資料がどのような場面で使われていたのかなど、類例を交えて紹介する。展示替え可能な実物資料を中心に展示する。</p> <p data-bbox="692 835 839 869">【主な資料】</p> <ul data-bbox="703 884 1378 958" style="list-style-type: none"> ・祭祀関連（呪符などの文字資料、火車や花瓶、輪宝などの祭祀具） <p data-bbox="679 987 900 1021">(4) 政庁の建物</p> <p data-bbox="692 1037 810 1070">【ねらい】</p> <p data-bbox="692 1086 1378 1240">出土した建築部材や建物跡、道路跡などの遺構から、当時の建物の姿や建てられた時期などが分かること、さらに平泉館と他の資産との空間的関連性も明らかになることを伝える。</p> <p data-bbox="692 1292 783 1326">【概要】</p> <p data-bbox="692 1344 1378 1547">建築部材は建物のどの部分かをイラスト等で示しながら展示する。建物の変遷については、5期のうちのいずれかを選択すると、当時の平泉館とともに、他の資産との位置関係を示す軸線や補助線なども表示される仕組みを検討する。</p> <p data-bbox="692 1608 839 1641">【主な資料】</p> <ul data-bbox="703 1657 1342 1691" style="list-style-type: none"> ・瓦や板材など、建物推定の根拠となる建築部材

大項目	小項目
<p>3 柳之御所遺跡を 解き明かす</p>  <p>遊戯具</p>  <p>糸巻き</p>	<p>(5) 居館としての政庁</p> <p>【ねらい】 椀や箸などの飲食具、毬や碁石などの遊戯具といった出土資料から、生活が営まれた場所であったことを紹介し、当時の政治拠点のあり方を紹介し、奥州藤原氏の居館としての平泉館の価値を伝える。</p> <p>【概要】 実物資料展示を中心とし、それぞれの資料がどのように使われていたか（生活の様子）をイラストや映像などで表現する。</p> <p>【主な資料】 生活の道具 ・調理具など木製品 ・石製品（石鍋など） ・遊戯具 ・紡績具 ・ちゅう木などの生活に関わる資料 ・金属製品</p>

③企画展示—多様なテーマで解き明かす—

通常時は、柳之御所遺跡に関する資料を中心とした配置替え可能な常設展示スペースとして利用するほか、テーマを定めて企画展示を行う。企画展示においては政庁・「平泉館」の性格や特徴を周知する内容を検討する。関連機関との連携や共同研究の成果などを一般公開する機会としても企画展の開催を検討する。

テーマ例：

- ・「発掘速報展」（単独展示）
- ・「政庁平泉館と平泉の街並み」、「都市平泉の暮らし」などの周辺機関と連携した展示
- ・「奥州藤原氏と経塚」、「平泉と東北の政治拠点」などの資料を借用した企画展示
- ・「中国の発掘庭園と平泉」などの共同研究成果の展示

④体験・展望展示—平泉館へのタイムスリップ—

1 遺す・伝える 柳之御所遺跡

【ねらい】

地域の人々や研究者等の思いと行動によって、貴重な遺跡が損なわれずに今日まで保存されていること、後世へと継承するための取組が現在も続けられていることを伝える。

【概要】

奥州藤原氏滅亡後の平泉や柳之御所遺跡がどのような場所であったのか、『奥の細道』などに触れながら解説。「柳之御所」と「平泉館」について残されていた記録や伝承、発掘調査と遺跡発見、保存の経緯、現在行われている調査や整備についてグラフィック等で紹介するとともに、堤防治水事業における大規模な発掘の様相と、それが明らかにした日本史上の意義を伝える。

2 発掘ラボ

【ねらい】

発掘調査によって見つけられた遺物や遺構を通して、どのように歴史が解明されていくかを紹介する。

【概要】

遺跡の発掘調査や環境整備、分析・保存などについて、映像やグラフィックなどで解説。現地で見ることができない発掘調査の様子を、映像や模型などを用いて紹介する。

3 柳之御所遺跡を歩こう

【ねらい】

史跡公園の導入として、遺跡の構造や見どころなどを紹介し、来館者の興味を喚起して公園へといざなう。

【概要】

- ・平泉館の仮想空間……柳之御所遺跡をモニター等で覗くと、往時の建物や人々の様子が見える
 ※平泉館と無量光院の間など、当時どのような景観だったか理解できるような内容を検討する。
- ・柳之御所遺跡の構造…柳之御所史公園について、整備されている範囲やその考え方などについて紹介
- ・史跡公園の歩き方……柳之御所史跡公園の見学・散策ルートを紹介し、公園へといざなう

⑤ポケット展示—平泉の今を発信—

- ・施設全体を展示空間と位置付け、発掘調査成果等のリアルタイムの情報発信をはじめ、床下展示やエントランス空間での展示、コミュニケーションボードの設置・運用などを検討する。



エントランス空間での資料展示例
(丹青社本社ロビー)



コミュニケーションボードの例
(南山大学人類学博物館)

IV-5 展示のイメージ

(1) ガイダンス展示・ポケット展示（エントランスホール）

ガイダンス施設に訪れた来館者を迎え入れ、また「平泉の文化遺産」めぐりへと送り出す場として、明るく開放感のある空間を構成。世界遺産への興味関心を高める「未来へつなぐ世界遺産」や、「平泉の文化遺産」めぐりに必要な情報を提供する「フィールドガイド」、平泉の歴史や文化について気軽に興味を深められる「ミニライブラリ」を設けるほか、実物資料等を活かしたポケット展示を床下や独立ケースで展開することも検討します。

壁面グラフィック、世界遺産認定証など



「平泉の文化遺産」周遊ルート等情報端末

かわらけの発見状況の再現展示

(2) 常設展示

施設全体を展示の場と位置付ける中でも、その中心となる常設展示室は、各テーマの特徴を明確にした空間構成で展開。
来館者を出迎える「プロローグ」、平泉の文化遺産を映像で紹介する「シアター」、平泉の文化遺産を紹介する「平泉の顕著な普遍的価値」、柳之御所遺跡を紹介する「柳之御所遺跡と奥州藤原氏」で構成し、そこから展望スペースでの「展望展示」を経て、来館者を史跡公園へと導きます。

A プロローグ (シアター)

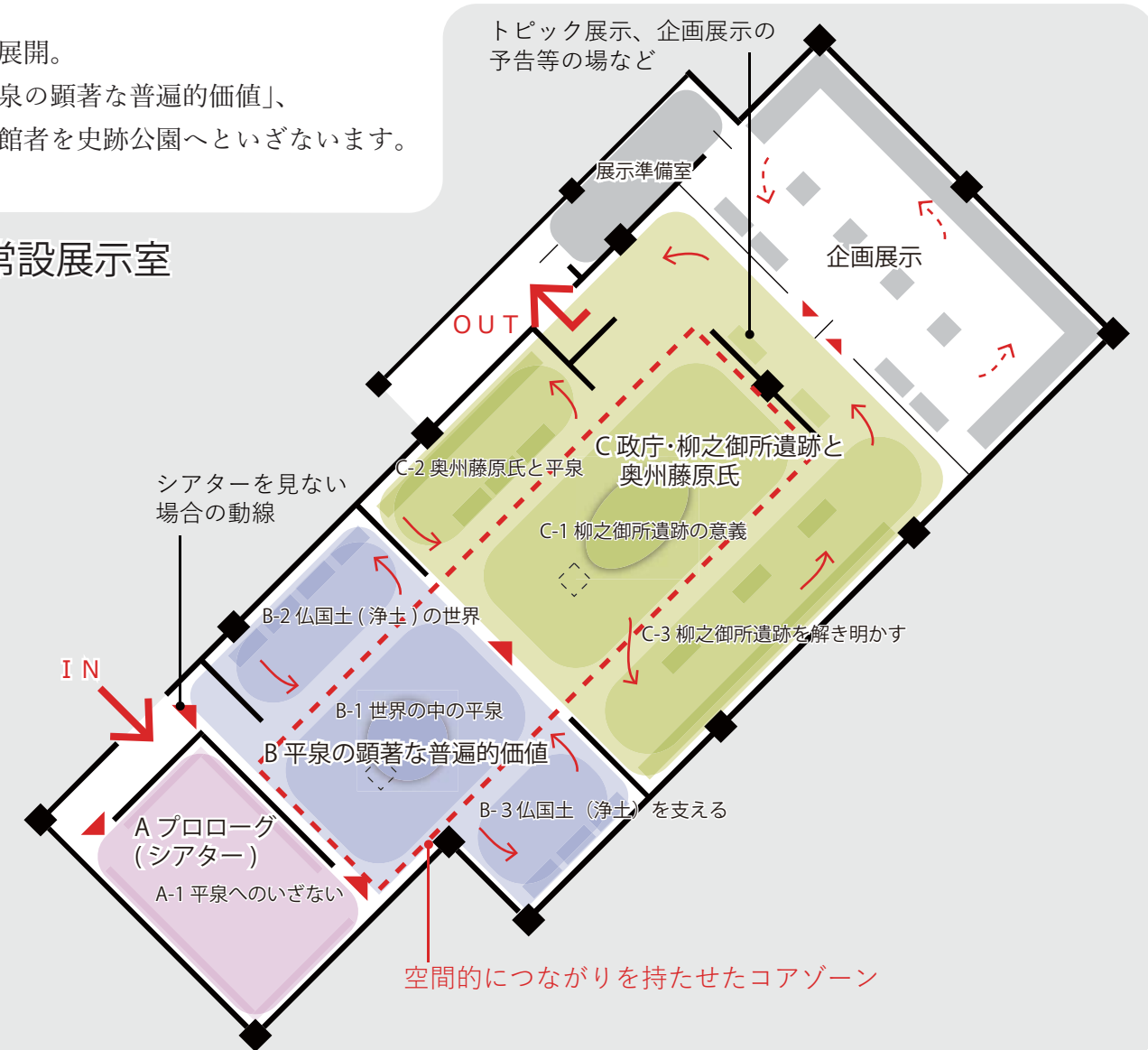
— 臨場感ある映像演出 —



【展開イメージ】



常設展示室



B 平泉の顕著な普遍的価値

— イメージグラフィック・模型・映像を組み合わせ各資産をイメージさせる —



C 政庁・柳之御所遺跡と奥州藤原氏

— 実物資料を活用した展示 —



V 管理運営計画

V-1 管理運営の基本方針

周辺の関連施設・関係機関と連携し、 柔軟で利用者満足度の高い施設運営の実現

以下の方針のもと管理運営の検討を行います。

1. 利用者の視点にたち、満足度の高いホスピタリティあるサービスの提供

利用者が快適にガイドンス施設を利用し、また繰り返し利用してもらうために、常に利用者の視点に立ち満足度の高いサービス・活動・情報を提供していくことが重要です。

2. 周辺の関連施設・関係機関と連携する管理運営体制の構築

「平泉の文化遺産」をより深く理解するために、ガイドンス施設だけで完結することなく幅広く周辺の関連施設や関係機関と連携し、それぞれの情報を共有し活動していくことが重要です。これらが可能となるよう平泉の歴史文化観光の拠点として柔軟な管理運営体制を検討します。

3. 持続的で効率的な管理運営

ガイドンス施設が安定的かつ持続的に活動し続けるために、極力運営の効率化を図るとともに、継続的に自らを点検・評価し、事業の有効性・効率性や利用者の満足度等について確認し運営にフィードバックしていくことが求められます。また、県民・地域住民の施設の活動への参画についても検討します。

V-2 運営方式

「平泉の文化遺産」ガイドンス施設(仮称)は、柳之御所遺跡はもとより平泉全体の拠点施設として周辺の関連施設と連携し、多くの利用者を楽しんでいただくことが求められます。そのためには調査研究活動を基本としながら、多様な活動・イベントを行い、その成果を発信する柔軟な組織・運営体制が重要となります。

施設の運営に当たっては、一般的な博物館・文化施設で行われる自治体直営方式、民間のノウハウを活用した指定管理者方式等について比較検討を行います。

方式		概要
①自治体直営方式		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に全ての管理運営業務を自治体が直接行う方式。 (ただし、清掃・警備等の施設の維持管理業務については一部民間に業務委託を行うことが一般的)
②指定管理者方式	全面管理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての管理運営業務を、指定管理者(公益法人・民間企業・NPO等の法人その他の団体)に委ねる方式。 ・指定管理者は、「指定管理業務要求水準書」等一定の条件のもと公募又は非公募で選定され、指定管理期間は3~5年程度が一般的である。 ・入館料収入等を指定管理者の収入にできる利用料金制や、入館料収入・入館者数などに応じたインセンティブ(報奨)を付与するしくみを導入することも可能。
	部分管理者方式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務の一部を自治体直営で行い、一部を指定管理者が行う方式。 ・調査研究業務や資料の収集保存業務等基礎となる学芸業務については自治体直営で行い、イベント活動・広報や施設の維持管理業務等については指定管理者に委ねる方式がある。 ・委託方法については全面管理方式と同様「指定管理業務要求水準書」等をもとに、公募または非公募により選定される。

V-3 運営体制

(1) 学芸部門

「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)の活動の基礎となる部門。

○調査・研究

- ・柳之御所遺跡の発掘調査をはじめ、平泉全体の調査研究に係る企画・立案・資料・情報の収集等

○展示企画

- ・常設展示更新・企画展示・巡回展示・体験学習・学校教育等の企画・立案・実施

(2) 事務・管理部門

施設・活動を円滑に維持管理するための運営を行う部門。

○施設管理

- ・利用者の安全管理、施設の維持管理

○庶務

- ・庶務・予算管理・経理等

(3) 運営調整部門

施設内の各種活動について部門を超えて横断的に調整・実施するとともに、周辺関連施設等と幅広く調整・連携し事業を推進する要となる部門。

- ・各種事業活動・広報・イベント等対応
- ・関連施設・団体等調整
- ・サポーター育成・統括

サポーター制度の検討

①サポーターの位置付け・役割

- ・施設内の様々な案内・体験・イベント等について補佐するサポーターの導入を検討する。広く県民・地域の人々から募り、生涯学習の視点からも地域の人々の参画を促し、柔軟な施設運営を目指すものとする。主に以下のような分野の協力を検討する。

○学芸サポーター : 職員の指導のもと調査・研究のサポートを行うとともに、自主研究・調査とその成果の発表を行う。

○体験サポーター : 体験学習事業の企画・運営サポートを行う。

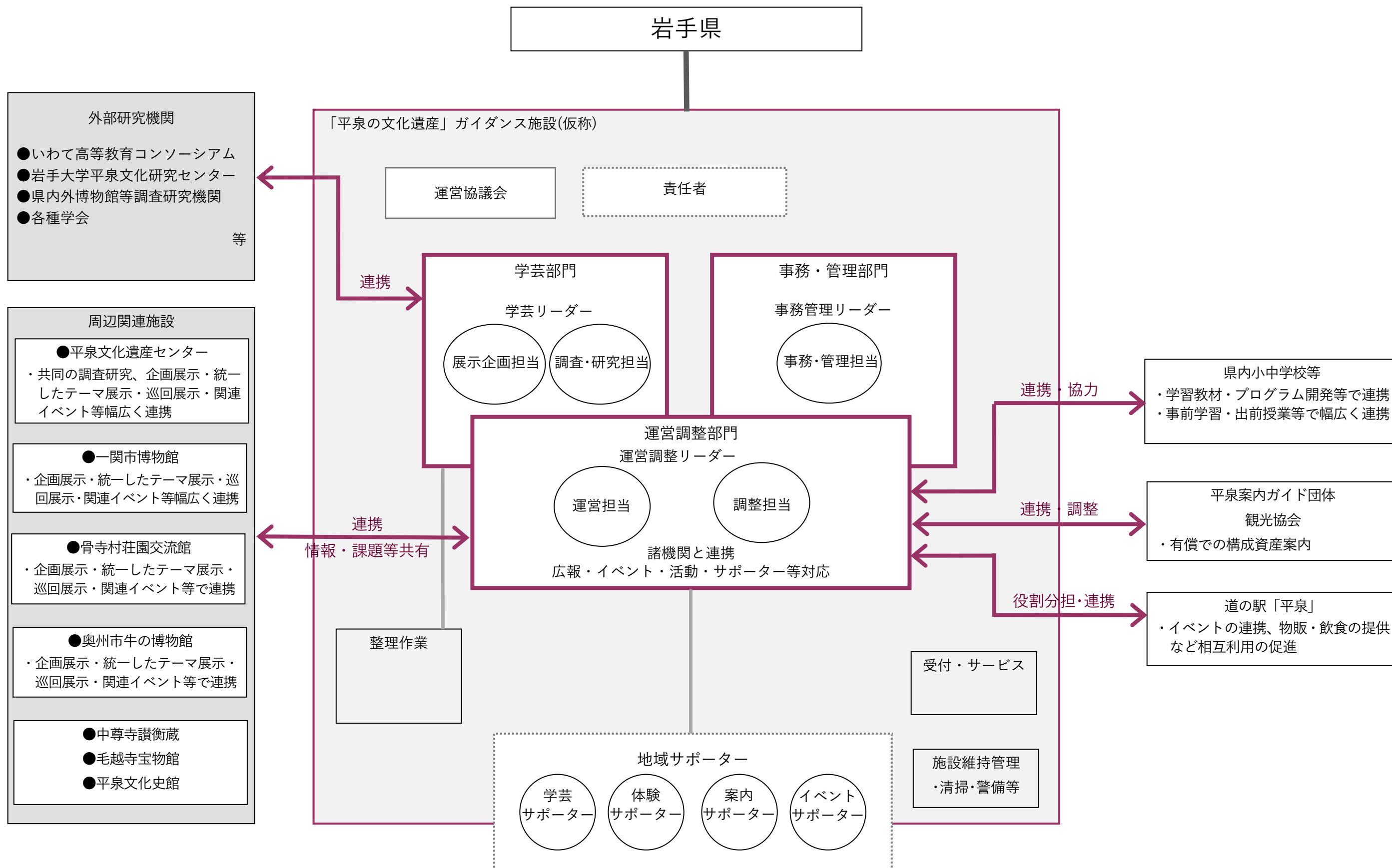
○案内サポーター : 展示や遺跡の案内や、見学のサポートを行う。

○イベントサポーター : 館内や遺跡で行う各種イベントの企画・運営・サポートを行う。

②サポーターの育成・研修

- ・サポーターのモチベーションを高めるとともに、内容の固定化を避け、一定の水準を維持するため、定期的な研修等を検討する。

■運営体制イメージ



V-4 開館形態

(1) 基本的な考え方

開館形態の検討に当たっては、柳之御所史跡公園の現在の利用状況も踏まえ、利用者の視点にたち多様な利用ができるように柔軟な対応を目指します。

(2) 開館日時

- * 定期的な休館日を設定することとし、周辺施設・県立施設等を参考に範囲や頻度について具体的に検討。
- * 開館時間については、夏休み期間中・冬季期間中等で変化をつけるなど柔軟な対応を検討。

(3) 料金体系

- * 周辺施設・県立施設等を参考に有料施設とするか、無料施設とするかについて今後検討。
- * 有料とする場合には、想定される来館者数と運営経費からガイダンス施設を安定的に運営していくための適切な料金体系を検討。

V-5 利用者サービス

多様な利用者層を想定し、それぞれ快適に過ごせるようきめ細かな対応を検討します。

(1) 利用者別対応

①個人利用者

- ・展示解説案内 *遺跡案内についても検討
- ・資料の閲覧希望についての対応
- ・レファレンス対応
- ・音声ガイドの貸し出し、アプリでの対応

②一般団体

- ・観光団体等へのスムーズな対応
- ・必要に応じて館内解説案内、体験学習案内

③学校団体

- ・学校団体へのスムーズな対応
- ・事前学習・オリエンテーション等の実施

④高齢者・障がい者等

- ・基本的にはユニバーサルデザインに配慮した施設計画を行い、誰でも快適に利用できるようにする
- ・触察地図の設置
- ・点字解説用パンフレットの用意
- ・車イスの設置

⑤外国人

- ・外国からの観光客を想定し、人的な対応や、外国語対応のパンフレット等の作成を検討する。
- ・英語・中国語(簡体・繁体)・韓国語他

⑥その他

- ・AEDの設置
- ・ベビーベッド・授乳室の設置

(2) ミュージアムショップ・グッズの考え方

世界中から訪れる利用者が、「平泉の文化遺産」に訪れた記憶を持ち帰ることができるよう、ミュージアムショップの設置やオリジナルグッズ・図録・関連書籍等の開発・販売を検討します。

○グッズ展開例

- ・無量光院のペーパークラフトや、「磐前村印」のモチーフをあしらったネクタイなど、「平泉の文化遺産」構成資産や実物資料を活かしたもの
- ・「ケロ平」などのキャラクターのスマートフォンケースやキーホルダーなど、より多くの利用者に親しみやすいもの

(3) 危機管理対応

以下のような事故・救護等を想定したマニュアル・連絡体制を作成し、スタッフ間で共有し対応を行います。

- ・事故(事件)発生時の対応
- ・救護対応
- ・遺失物・拾得物対応
- ・火災発生時の対応
- ・災害発生時の対応

(4) 館内規則

ガイダンス施設は貴重な資料を保存・公開するとともに、利用者に快適な時間と空間を提供する施設であるとの観点から、制限事項は極力少なくする方向で検討していきます。

<検討事項>

- ・館内・敷地内での禁煙
- ・盲導犬・介助犬以外のペット同伴の制限
- ・展示室内での携帯電話等の使用の制限
- ・展示室内での撮影の制限
- ・展示室内での飲食制限

V-6 広報・開発活動

(1) 基本的な考え方

多くの利用者呼び込むとともに繰り返し訪れてもらえるよう、平泉の魅力や最新情報などを様々なメディアを活用し積極的に発信します。

(2) 主な展開

① WEB・SNSの活用

- ・ホームページの開設と利用案内やアクセス、展示・活動紹介などの掲載、SNSを通じたリアルタイムの情報発信や利用者による発信

② メディアへのPR、ポスター・パンフレットの活用

- ・地元テレビ局・ラジオ局へのPRやタイアップ、周辺・関連施設へのポスター・パンフレット送付

③ 観光協会・旅行代理店等への情報提供

- ・観光案内への掲載やツアーへの組み込みの依頼、イベント告知など

④ 学校等教育施設への情報提供

- ・展示・史跡公園ガイドツアーや体験学習プログラム、出張講座など、学校教育における活用方法の情報提供

⑤ 要覧・紀要等の発行

- ・施設の事業活動をまとめた要覧や、研究論文を掲載した紀要などの発行

⑥ キャラクターの活用

- ・ホームページや印刷物、グッズなどに「ケロ平」などを活用し、幅広い利用者層に親しみやすいイメージを発信

「平泉の文化遺産」ガイドンス施設（仮称）

基本計画

平成 30 年 6 月

企画 岩手県文化スポーツ部

編集 株式会社 丹青社

